

町村名の変更等所要の整理をすることとしております。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員(三木忠雄君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○一井淳治君 法案の質疑に入る前に、一般の質疑の方からさせていただきますと思います。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

て、それを見た司法修習生も検事になりたいという希望を持つんじゃないかというふうな、これは思いつきの話を聞いたわけではございませんけれども、修習生から検察官希望をふやしていくようないろんな配慮についてはどのようになっておるかということについて御質問申し上げたいと思います。

○政府委員(根来泰周君) 先ほど申しましたように、昭和六十一年に任官者が激減したのでございまして、その後六十二年にも余りふえないという状況でございました。それまで五十人ばかりの任官者を確保していたのが、どうしてこの二年度に減少したのかという理由につきましては判然としないわけでございまして、短期的にはその対策というのはいかなる講じがたいのでございましてけれども、御承知のように、六十一年度から初任給調整手当を初年度二万三千円から七万三千六百円というふうな引き上げまして、新しい検事の待遇改善を図っていただいておりますのでございまして。また、部内に検察問題検討会を設けて検察官のあり方、後継者の育成のあり方、執務環境の問題点改善の方策等を幅広く検討いたしまして、できるものから実行に移すことによりまして、ひいては任官者の確保を図っていくことを考えております。

しかし、正直に申しまして任官者の確保というのはなかなか難しい状況でございまして。家族問題とか、経済問題とかいろいろ問題がございまして、任官者確保のための特効薬というのはいかなる見出しがたいのでございまして。ただいま仰せのように、指導者に人を得るということも必要でございまして、基本的には検察修習を通じて修習生に検察の仕事のやりがいとか社会的意義を感得させて、みずから検察に身を投じて社会正義のために働こうとする意欲を植えつけることしかないんじゃないかというふうなことを考えております。いろいろ御示唆をいただきまして恐縮でございしますが、そういう点も十分考えていきたいと思っております。

○一井淳治君 修習生からの任官者の増加ということでございすけれども、若い修習生は非常に人権感覚が鋭いわけではございまして、検察官への採用希望をふやすためにはやはり検察官業務の魅力といえますか、そういったことが非常に重要ではないか、感覚的な問題も重要ではないかというふうな思われでございまして。そのために私も非常に心配しておりますのは、大先輩に当たられる検察官の身の処置といえますか、もう少し御配慮をいただかないかという感じがいたします。

前の、百八国会の五月二十六日のこの法務委員会におきまして、猪熊先生の方から、再審請求が流行し過ぎだというふうな不穏当な高検検事長の発言について質問がございましたけれども、あんなふうなことを高官の方が発言されたり、あるいは田中元首相の弁護に同じように検察官の元高官の方がおられるというふうなことは、若い純真な修習生は検察官の方に向いていかないということを感じていただいております。そういうあたりのことについて、もう少し根本的な御配慮が要るんじゃないかということをお願いしたいわけではございまして。

それからもう一つは、五月二十六日の猪熊先生の質問の際には、何か調査する時間的余裕がなかったというところで御回答がなかったわけではございすけれども、その後十分に時間があつたわけではございすから御調査ができておるんじゃないかと思っております。それで、それに対してどのようなことになっているのか。これは御回答される方が高検の検事長さんより地位が下の方であれば非常に答えにくいことがあるかもしれないけれども、思い切って御回答を願いたいというふうに思っています。

○政府委員(根来泰周君) この前の国会で猪熊委員から御指摘を受けました件につきまして、私が調査いたしました猪熊委員にも御報告申し上げます。調査した結果をそのまま申し上げますと、五月二十五日に、広島高検から名古屋高検に着任いたしました豊島検事長が記者会見をいたしました際に、記者から抱負を尋ねられたわけではございすけれども、それに対して、交通事犯に対する厳正な処理、地域の実態に即した検察の実行を強調いたしました。その後、記者から、これは御承知だと思っておりますけれども、名張の毒ブドウ事件について質問があったので、検事長は、これからよく検討して適正に対処していく旨を答えた上、ここからでございますが、「一般的に、昨今、明らかに再審理由がないと思われる事件についても、再審請求される例があり、検察の立場からみると、再審請求が多少流行している嫌いがないわけではございません、戦後の混乱期の裁判だからといって、裁判がそう間違っているとは思えない、名張毒ブドウ事件についても、間違いない事件と聞いています、私自身で証拠を検討して慎重に対処している」と述べたのでございまして。これに關しまして、「再審請求流行しすぎ」という見出しで新聞に報道されました、当委員会におきましても、猪熊委員から御質疑があつて、御注意を受けたところでございまして。

これに關しまして、猪熊委員から御注意を受けた件につきまして豊島検事長にもお話ししました。が、その際、豊島検事長は、「理由のない再審請求が多いということも述べたものでありまして、もとより、相当の理由があつて無罪判決を求めて再審請求に及んでいる人々を軽んじるつもりで言ったわけではないが、そのような受取方をされる方もいることは否定できず、その点で流行という言葉を使ったのは適切を欠いたと反省している」というふうな申し述べております。

また、この件に關しまして検事総長は、豊島検事長に対して、発言は真意を十分に伝えるよう言葉を遣うで慎重に行うよう注意をしたという報告を受けております。

○一井淳治君 もう一つの、高官の方一般の身の処置の仕方、もう少し人権感覚を考えながら、若い人たちのあるいは国民一般の目をもう少し配慮しながら高官の方に言動について配慮をいただかなきゃいかぬんじゃないか。元高官でございすけれども、それに対する御回答はどうでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 検事を退官された方々の多くは弁護士としてそれぞれの方面で活動しておられるところであります。これらの弁護士さんあるいは検事を退官された方々いずれも後輩のことをいろいろな面では考えていただいているところであらうかと思ひますが、個々の問題につきましまして、御退官された方々に対してしまして法務省の立場でその是非等について申し上げることはどうも申し上げにくいことではございまして、その辺は御理解いただきたいと思ひます。

○一井淳治君 それから、新聞や週刊誌が多少興味本位で書いておるといふ点もあるかと思ひますけれども、最近、若い検察官あるいは働き盛りの検察官の中に中途退官者が多いという、私ども法曹の一員とすれば非常に残念な記事やニュースが載つておるわけではございすけれども、そのあたりの実情はどのようになつておるんでしょうか。

○政府委員(根来泰周君) 私もそういう報道を目にしておるのでございまして、いろいろ検討いたしました。この五十七年から六十一年度までの間に何人退職しておるかというところから出発していろいろ検討いたしました。が、この五年間に修習生出身の検事が二百三十五人あつて、そのうち退職したのが二百三十五人の半数以上は勤続二十年以上勤務いたしましてやめておる者でございまして、その余の者が途中でやめておるという事情にございまして。年間ならしまして四十人台から五十人台の退職者はございすけれども、このうちのやはり半数以上が定年近くなつてやめておるのでございまして、これを昭和四十六年時分のことと照らし合はせても、決して若い者がやめておるのが多くなつておるという実情ではなくて、ずうっと長らくこういう傾向が続いておるのではないかと、こういうふうな推察をいたしております。

○一井澤治君 特に、新聞や週刊誌が意図的に誤った記事を書いていっているというふうにも思えないわけでもない。任官したての若い検察官あるいは働きの盛りの検事の中途退官者がやや目立っているというふうな実情は否定できないんじゃないかと思いが、いずれにしましても、定年直前の方以外の相当働きの力のある検察官がやめておるということは残念なことではないかというふうに思います。

新聞記事で、元名古屋高検の検事長で最高裁の判事であられた横井大三氏の発言がございましたけれども、「仕事に魅力を見いだせば転勤や給料の多少は問題にならない。」というふうなことも発言としてあるわけでございます。そしてまた、最近の新聞記事を見ますと、法友会全期会の調査結果というふうな問題も出ておりますが、検察官のなり手が少ないという問題については、最近については、司法試験の合格者の高齢化とかいろいろ原因について挙げておられます。確かにそういうところもあるかもしれませんが、この法友会全期会の調査結果に出ておるような、これはもちろん上層部の方も見えておられると思ひますけれども、そういう点にも原因があるんじゃないかというふうにも思ひます。

その内容についてここで一々申し上げませんけれども、内部の問題についても少し深刻に受けとめていただきまして、例えばこれはあくまでも一例でございますけれども、弁護士から検察庁の上層部の方に登用するとか、その他相当思い切った対策をこの際立てていただいて、中途退官者が減るとか、修習生からの希望者がもっとふえるようにしていただかなければならないんじゃないかというふうにも思ひますけれども、そのあたりのことはいかがでございますでしょうか。

○政府委員(根来泰周君) 先ほど申しましたように、最近の検事の任官者が二年ばかり激減しておるといふこととか、御指摘の若い検事がいろいろ申してやめておるといふようなこと、あるいは法友会の調査でございますが、これは私どもの方

にはいたっていないので新聞報道で知る限りでございまして、これに対してはいろいろ申し上げたいことはいろいろございまして、一々反論しても大人げないというところでございすので、十分そういうことを踏まえまして、先ほど申し上げましたように検察問題検討会というものを設けまして、内部のことについていろいろ洗い直しをいたしますか見直しをいたしますか、そういうことをいたしまして、検察長官会同あたりでもそういうことを深刻に討論していただいております。いろいろ御注意を受けた点については、またいろいろ検討したいと思ひます。

また、弁護士さんから検事に任官させるということもございまして、これは戦後一時期にそういう時期がございました。私個人の意見でございますけれども、必ずしも成功してはなかったという点もございまして、そういう点はいろいろ多方面からの御意見をちょうだいして検討すべき問題だと考えております。

○国務大臣(遠藤要君) せっかくの、今、我々大変大きく考えなければならぬ御発言を先生からいただいたおるのですが、私も法務省に参つてまいりました。一年に達したというふうな状態でございますので、おかげで八目的な立場もあるわけでございます。私自身としては一々なずける点が多いです。

一つは、試験制度の問題、高齢化しているという問題、さらに、正直に申し上げると、果たして今の待遇でいいかどうか、もっとやはり待遇の点も考えていかなければならぬのではないかと、いろいろ一つ、それから、やはり研修を受けているときから検察に對する仕事のやりがいというものを身につけて認識してもらおう。そして社会意識を持つて、検察というものが社会正義感に燃えてやっているんだ、欲得じゃない、そういうふうな植えつけをもっと積極的にやってもらわなければならぬということが一つ。それに、せっかく検事になつても二、三年ごとに転勤、転動ということになりますと、両親なりお年寄りを抱えてお

り子供を抱えているということになると、すべてをダンボールに詰め込んだまま仕事をしていなければならぬというふうなことはなかなか大変なことだ。こういうふうな点も検討していかねければならぬ問題でもあるし、それから上司からは厳しく、社会からも厳しく見られている若い人たちが、先生のことを指すわけではございませんけれども、弁護士を卒業されておられる方の方が大変気楽なので、こんなに窮屈で転勤、転動ということならば弁護士さんになつた方がいいんじゃないかというふうな気持ちにもなるんじゃないか。

そういうふうな点を考えると、法務省自体としても安閑としているわけにもまいりませんので、今官房長が答えているように、真剣にこの問題の対策について検討してまいりたい、こう思つております。

どうぞ今後とも御鞭撻をちょうだいいたしておきたいと思ひます。

○一井澤治君 法曹三者の中で非常に重要な立場にございまして、検察官の充実ということは大切でございますので、どうか一段の御努力をお願いしたいというふうにも思ひます。

特に、転勤というものが若い検察官にとっては非常に嫌なように聞いているわけですが、私も、私どもも考えては立派な検察官ばかりですから、二年、三年おつて、地元で情実ができて仕事の面でもどうこうということはないんじゃないかというふうにも考えますし、どうか弁護士よりももっと魅力のある検察官の生活ができるように、いろいろと御配慮をお願いしたいというふうにも思ひます。

それから、裁判所の方にお伺ひしたいわけでございます。これは初めから答えがわかっているような質問をするわけではございますけれども、田中元首相の弁護士団に裁判所の元高官の方が入つておられます。もちろん弁護士としては依頼者から頼まれた以上は、自分一人の良心に従つて全力投球する、これが弁護士の伝統の基本的なところでございます。当然ということになるのかもしれないま

せんけれども、しかし、裁判所の元高官の場合には世間の誤解、これは世間の誤解であると思ひますけれども、これが発生することは否定できないのでございまして、裁判の公正というためにはやはり裁判官の人格が高潔で公正であるということ、これが現在の国民の司法の信頼の基本であるというふうにも思ひます。

私は、二十数年前司法修習を受けたけれども、この指導官であつた裁判官は後に高等裁判所の長官をおやりになりましたけれども、退官後も、例えば、暴力団の依頼がありまして、絶対にそうしたものには自分でもやらないで人に紹介をしたりしまして、本心に世間から立派だという評価を受けるような事件しか受任をされてないわけでございます。

また、前に、私が弁護士会長の会をやっておつたときに、地方裁判所の所長からちょっと話がありまして、地方裁判所でも、ちょうど裁判官を退官して弁護士会に入つてくる人がおつたわけでございますけれども、裁判所の顔に泥を塗るようなことは決してしてはくれないとよく説教をしておつたということをお聞かしていただいております。

そういうことで、元裁判官といへばこれは範囲が広過ぎますけれども、特に人それぞれの事情があることはよくわかりますけれども、高官の場合には退官後の活動ということが裁判所の信頼に本当に大きく影響するのじゃないかというふうにも思ひます。

最近私は、外部から見られておまして、最近の裁判官あるいは裁判所職員に対する教育といふことが管理というものは、締めつけ過ぎじゃないかと思ひます。今後は世間に誤解を与えないような裁判所の高官の方は出てこられないと安心していいかどうか、その辺のことについてお尋ねしたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 裁判官で高官というお言葉でございますが、相当の地位にあつた者は、退官した後弁護士として登録を

なお、締めつけ過ぎというお話がただいまございしましたが、いろいろな意見が聞こえてこないわけではありませんが、私の理解では、一井議員御承知のように、以前の裁判所の執務条件は非常に整備ができていたと申しますか、裁判官が非開延日に出動いたしますと自分の机がないというような状況、そのような形でそれが当然のことのようにして執務が行われていたわけであります。したがって、自宅での執務と休暇といったようなものが混然として行われていたというような時期があったわけであります。しかし、現在そういった

ただ、一般社会常識からしてこういうのは余り
 たちがよくない、表現が悪いかもしれないま
 ども、そういうものもまた選ばれるわけでござ
 います。例えば、選挙違反とか瀆職事件である
 かあるいは暴力事件であるとか、そういうた
 世間の大勢から見てこれはちょっとどうだろ
 か、一〇〇%賛成したいというふうなものが
 然とあるわけでございまして、これはもう世
 に社会常識というものがあつた以上をういた
 が選び出されるということは否定できない事
 であるというふうに思います。そして、裁判
 というものは、全国で何千という裁判官が本
 にも徹夜をしたり家族を犠牲にして正しい裁
 しようとい日夜非常な努力をしているわけで
 まして、その上に立てて日本の裁判制度の信
 いうものが保たれているわけでございます。そ

四月が二百三十四万円、五月が二百二万円、六月が二百七十七万円、こういうふうになっております。

○一井淳治君　靈感商法につきましては、国会の

談のみならず消費者センター等他機関への相談にも関心を持ちまして情報への入手に努め、違法行為に対しては厳正に対処することとしておるところでございます。

各都道府県警察に設置しております悪質商法一〇番などに寄せられました霊感商法に関する苦情相談等から見ますと、その件数は五月以降順次減少しており、内容も購入前や契約前のものが多く、被害防止についての指導措置などで対応しているのがほとんどでございますが、今後とも消費者センター等関係機関との連携を密にいたしまして実態把握に努め、違法行為については厳正に対処することとしております。

○一井淳治君 霊感商法問題の最近の新しい特徴といたしまして、被害救済のために立ち上がった弁護士に対する非常に執拗な攻撃ということが起こっております。真夜中にタクシーが来てたたき起こされる、実際に頼んでもいないのにそういふたふうなことが起こるとか、すしの出前が山のように来るとか、ひどい場合には霊感車が来て、何かいろいろと嫌がらせが行われるというのを聞いております。そして弁護士家族までおびえている、そういうふうな状況が出てきておるようでございますけれども、弱者、消費者保護のために善意、献身的にやられている弁護士に対してこのような悪質な妨害が行われるというところは許すことができないというふうに思います。こういう事態につきまして、これは一個人ではございまして、弁護士業務に対する非常に悪質な妨害であるというふうに思いますけれども、この点について法務省の方ではどのようにお考えで、どのように対処していただいているのか、まず御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(岡村孝君) 御指摘のありましたような弁護士に対する嫌がらせと申しますか、業務を妨害するような行為が行われているという報道も捜査当局といたしましては承知しているところでございます。また、現に警察に対してはございまして、そういう形の告発がなされておるといふふうにも承知いたしているところでございまして、告発事件につきましては現在警察におきまして捜査中と承知いたしておりますが、検察といたしましては事件送致を受けますれば、

事案の内容に応じまして適正なる処分を行うものと思っております。

○一井淳治君 警察庁の方にお尋ねしたいわけでございますけれども、告訴、告発がそういう案件につきましてもどの程度全国的に出ているのか、これに対してぜひとも早急に摘発をして厳重に処罰してもらいたいというふうに思いますけれども、捜査の進展はどのようになっているのか、御説明をいただきたいと思っております。

○説明員(広瀬権君) お答え申し上げます。ただいま私ども警察庁捜査一課に来ておる事案につきましても、本年八月十日、岡山東警察署に付しまして、岡山弁護士会会長様から同人を告発人、被告発人不詳とする告発状が提出されておりました、同日付で岡山東署が受理をいたしておるところでございます。

その告発の内容は、岡山弁護士会の会員の名前をかたりまして、本年七月三十日から八月六日の間にかけまして、岡山市内のすし店等に対して電話ですしの虚偽の注文をしましてこれを配達させる等したものでございます。この行為は同弁護士に対する信用棄損、業務妨害、さらには業者に対する業務妨害、これに当たりますことから、捜査の上犯人を処罰してくれという趣旨の告発でございます。

岡山県警といたしましては、この告発を受けまして、にせ注文等を受けました関係業者、これらの事情聴取あるいは各種の情報収集に現在鋭意努めておるところでございます。

なお、同種事件の再発防止を図りますために、防犯の見地から「にせ注文や予約申し込みに御用心」というチラシを三千枚作成いたしました。にせ注文等を受けるおそれのある業者に配布するなど、防犯活動も実施中であるというふうに聞いておるところでございます。

○一井淳治君 この問題につきましても、関係官庁が協議をして横断的な対策をとっていくということが国会でも答弁されているわけでございますけれども、そのあたりのことがどのように進んでいるのか、御説明をいただきたいと思っております。

これは経済企画庁の方が恐らく中心としてやっておりますというふうに思いますが。

○説明員(吉田博君) 御説明申し上げます。経済企画庁に關係官庁の課長を構成員といたしまして消費者行政担当課長會議というものがございまして、この場を通じて、悪質な消費者取引により生じます消費者問題につきましても情報交換等を行っております。

○一井淳治君 現在までに、相当大規模な被害が発生しているわけでございます。それからまた下火になっておるといふふうな状況も余りうかがえないわけでございますので、行政指導に努めるとかいろいろな手段を講じまして、国民の被害が極力拡大しないように努力をいただきたいというふうに思っています。

次に、国選弁護について質問をさせていただきます。現在というふうに思っています。現在の国選弁護料の計算基準はどのようになっているのか、概略で結構でございますが、御説明をお願いいたします。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) 現在、国選弁護人の報酬支給基準は、三開廷の場合につきまして地裁では五万五千五百円、高裁では五万九千八百円、最高裁では六万四千六百円となっております。もちろんこれは標準的な一応の基準でございます。まして、実際には具体的な事件のない開廷数、弁護人の活動状況、これは法廷活動のみならずその準備活動も含むわけでございますが、それらを考慮して決定されることとなります。

○一井淳治君 当然、日弁連の刑事事件の報酬基準も御存じだと思っておりますけれども、正規の報酬基準と比較して大体どの程度の割合になっておるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) 日弁連の報酬基準額を地裁の単独事件について申しますと、着手金が二十万円以上、報酬金が無罪の場合三十万円以上、刑の執行猶予の場合二十万円以上というふうな定められております。国選弁護人の報酬

支給基準との間にはかなり大きな格差があるというところでございます。

○一井淳治君 刑事事件全体の中で、国選弁護の占める割合はどうなっておりますでしょうか。現在ある一番古い統計では何%ぐらいになっておるのか。現在の統計で、十年間隔ぐらいの適当な統計で結構でございますから、割合について御説明をいただきたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) 地裁における終局人員中、国選弁護人のついた被告人の割合について申し上げますと、統計上知り得る最も古い時点は昭和二十四年でございまして、この年は三五%ということになっております。その後昭和四十年は四五・九%、昭和五十年は四三・五%、昭和五十五年は五一・四%、昭和六十年は六二・四%ということになっております。

○一井淳治君 国選弁護料の負担でございますけれども、これを被告人負担としておる割合は、国選弁護事件の中で件数的にどれぐらいの割合を占めておるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) 国選弁護人の報酬それ自体を被告人負担としておる割合を直接指示統計はございませんが、国選弁護人がついた被告人が有罪となり、かつ訴訟費用がある場合につきまして、その訴訟費用の負担を命ぜられた割合は、昭和六十年の地方裁判所及び簡易裁判所の合計で見ますと三一・三%となっております。

○一井淳治君 それから、国選弁護料の回収は、後で訴訟費用と一緒に検察庁の方でなされるものというふうな心得ておりますけれども、この回収状況は最近どのようになっているのでしょうか。

○政府委員(岡村孝君) 検察庁におきまして訴訟費用の徴収関係の数字でございますが、昭和六十年年度の訴訟費用の調定件数、これは要するに訴訟費用の負担を命ぜられまして、検察官といたしましてその命ぜられた訴訟費用の徴収を行うべき件数でございます。これが一万八千件でございます。これに前年度の繰り越し分を加えますと、昭和六十一年度に徴収すべき件数が約二万四千件で

の部分を占めておりまして、双方で七割近くを占めておるわけでございます。

○一井淳治君　現在、我が国は産業の空洞化というところが問題になっております。また、失業率が非常に急増しているということが社会問題となっておりますが、安い単純労働者の入国が容認されるということになりますと、我が国の労働者の生活が脅かされるということが第一に考えられるところでございます。また、外国から入国している人たちは、日本の社会風土は外国とかなり違うために、日本に期待して入国してもなかなかうまく

居つけない、非常に不幸な事態が起こっているわけでございます。また、そういった人々を帰国させようと思つてもなかなか帰国が大変でございます。外、外国で大きな問題になっていることは公知のことでございます。そういったことがございまして、我が国では安んずる労働者の入国を認めるべきではないというふうに考えるわけでございますけれども、そのあたりのことはいかがでございますでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 私どもは、単純労働者の入国を認めるべきかどうかという問題と、不法就労者の取り締まりの問題は一応分けて考えております。

すなわち、不法就労者の取り締まりは単純労働者に関する政策のいかんにかかわらずこれを認める余地はないわけでございます。これに関する取り締まりを強化していかざるを得ないわけでございます。単純労働の問題につきましては、御承知のように、今日まで我が国はこのカテゴリーに属する外国人の稼働のための入国は認めておりません。この問題の将来につきましては関係省庁の見解、国内各界の事情あるいは意向、さらには国内世論一般の動向によつて左右されるところが極めて多いわけでございますが、これらの要因を念頭におきまして、現在、単純労働者の稼働のための入国は認めないという方針を変更するということは見込まれていない現状でございます。

○説明員(吉光光君) 労働省の方からお答え申し上げたいと思います。

単純労働力の受け入れのあり方についてでございますが、経済、社会面における国際化の進展を初めとして、環境変化等を踏まえて幅広く検討していく問題だというふうに考えております。

しかしながら、外国人の単純労働力については、先生御指摘のように、我が国の雇用情勢あるいは労働条件等に及ぼす影響があるというふうに考えられますので、これを受け入れることは適当でないというふうに考えております。

○一井淳治君 俗に言われるじやばゆきさんの問

題でございますけれども、これが問題となりながらもなかなか解決されないようでございますが、どういふビザの種類で入国してきて、滞在期間はどういふふうになっているのか。それから日本での就労状況等の現状についてお尋ねしたいと思つてます。

それから、こういったものは早急に減少すべきではないかと思つております。そのあたりの見通しについても回答いただきたいと思います。

○政府委員(小林俊二君) 明確な統計的な資料は、摘発されて退去強制の処分を受けた外国人についてに限られるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、昭和六十一年中にこのようない理由で退去強制を受けた外国人の数が八千三百三十一名に上るといふことでございます。これらの人々について分析いたしますと、そのほとんど大部分、九九%までが観光の資格で入国を認められた人々であります。稼働の期間につきましては、六カ月から一年以上未満というカテゴリーが最も多いことになって、全体の約四分の一を占めております。稼働の職種は先ほど申し上げたようなこととございまして、女性の場合にはホステスが八割以上を占めております。男性の場合には土木作業員、工員といったようなこととでございます。

以上が現状でございますが、この問題に対処していくためには防止及び摘発の双方において努力が必要でございまして、防止につきましても、まず査証の発給の問題、さらに空港におきまして上陸許可の問題、さらには在留中の資格の審査の問題、さらには稼働現場における摘発といったようなことと及ぶわけでございます。そのいづれの分野にわたりますとも、当省のみならず外務省、労働省、警察庁といった関係省庁の協力が不可欠でございます。このような観点から、私どもといたしましてはこれら関係省庁との協議あるいは協力関係の緊密化に日々努力をしている現状にございまして。

○一井淳治君 同時に、暴力団の資金源になっているというふうなゆゆしい問題もあると思つて

す。これに対する対策はどうなっているのか、そのあたりのことにつきまして警察庁の方から回答いただきたいと思います。

○説明員(上野治男君) お答えいたします。昨年、昭和六十一年中警察が摘発いたしました外国人女性に介在する売春関係の事犯、暴力団関係者の検挙状況につきましては、百二十一件、四十七名を各種の法令を適用して検挙しているところでございまして。本年もおおよそ同じような数字になってきております。

そういうふうないろいろな事案を通じて感じますのは、確かに最近東南アジア系の女性が風俗関係の営業に従事している、売春等に従事している者が多くなっている、またそういったような女性を使い、あるいは女性の弱い立場を利用して搾取している暴力団関係者その他の悪質なブローカーがふえているというところは事実でございます。

そういう面で、警察といたしましては、そういうような売春をやっている女性を取り締まるということが第一番目、まず第一に必要なこととございまして、それに次ぎまして、そういうような者を利用してはるもうけをしている者、あるいはそういうような人々たちを悪質な労働環境に置いているものをなくすという形の取り締まりを特にしていくように現在行っているところでございまして。

○一井淳治君 法案について質問をさせていただきます。

簡易裁判所は昭和二十二年に新設されたわけでございますけれども、簡易裁判所を戦後最初に設置したときの最初の簡易裁判所の理念、これについてお尋ねしたいわけでございます。

私、ちょっとこのたび資料を見たわけでございますけれども、最初、簡易裁判所判事を選任するに当たっては法律専門家でない素人の裁判官を予定したということもあるようでございますけれども、当初は国民に身近で親しみやすい駆け込み裁判所、少額、軽微な事件を簡易、迅速に処理する

少額裁判所、そういったものを旨指しておつたというふうにかがわれるわけでございますけれども、当初の簡易裁判所の理念というもののについてまず説明をいただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 簡易裁判所の理念あるいは性格というものを一義的に規定いたしますのはなかなか難しいようでございます。裁判所法の制定過程でどんな議論がなされたか、その辺から考えていかなければならないわけでございます。内閣の臨時法制調査会あるいは司法省の司法法制審議会等における議論をたどつてみますと、当初は憲法で令状主義の建前がとられた。それから御承知の違憲罪判決例が廃止される。こういう事態を迎えまして、令状を交付する裁判所、軽微な刑事事件を裁判する裁判所を数多く設置しなければならぬ、こういう議論がまず先行したわけでございます。

当時、千百ほどございました警察署に対応して置くとか、あるいは市町村ごとに置くとか、その当時一万ぐらいいたしか市町村の数があつたと思つても、非常に数多くの裁判所を設けなければならぬというふうな最初には考へたようでございます。そのように数多くの裁判所を設けるのであれば、民事につきましても少額な事件を処理するようになさなくてはどうか、アメリカの少額裁判所のような形の民事の裁判所をつくつてはどうか、こういう議論がございました。アメリカの少額裁判所につきましては、御承知のように、手続はきちんとしておりません。裁判官の自由裁量によつてやる、上訴も制限される、上訴審においてはもう一度改めて最初からやり直す。こういう構想でございました。そのような裁判所をつくるべきであるという議論は確かに強く主張されたわけでございます。しかし、そのような裁判所は通常の司法裁判所ではないんではないかと

いうような反対論もございました。結局、でき上がったのは、少額な民事事件あるいは軽微な刑事事件を比較的簡易な手続で迅速に処理するというような形の簡易裁判所として

発足したわけでございます。

裁判官につきましては、御指摘のとおり、相当数の法曹以外の者を迎えて、国民の親しみやすい裁判所というふうな形で発足したわけでございませうが、大幅な手続の簡易、合理化というのは結局は実現するに至りませんで、基本的には地裁の訟訴手続を前提にいたしまして、若干の簡易化を図る特則が設けられるにとどまった。そういう意味合いにおきまして、簡裁設置に当たってモデルとされました民事の少額裁判所制度と申しますものは、調書の省略であるとかあるいは証人尋問にかえて書面の提出を求めるというようなところに若干ラフジャスティスの思想の反映はございませうの、全面的に見ますと結局は具体化するに至らなかった、こういうふうなことでございませう。

したがって、学者の方々は簡易裁判所の性格あるいは理念につきまして、少額裁判所のな面と従前の区裁判所のな面とをあわせ持ったものとして考えるべきではないかというふうな指摘をなさっているわけでございませう。私も同様の見解をしております。簡易裁判所の理念あるいは性格と申しますのは発足当初から少額、軽微な事件を比較的簡易な手続で迅速に処理する裁判所、特に比較的国民の利用しやすい調停等を主に取り扱うという意味では、国民に親しみやすい性格も持った裁判所である、こういうふうな考え方をしております。

○一井淳治君 ただいまも御説明があったわけでございませうけれども、国民に親しみやすい少額、軽微な事件を簡易に処理する裁判所、こういう一つの理念があったこと、この理念の大きさといひますか、あるいは実地にどの程度生かされておったかについてはいろいろな見方があるかもしれませうが、そういう大きな理念があったことは否定できないというふうに思いますが、この考え方は現在まで一貫しておるといふふうにお聞きしたいのでございませうか。その辺はどうなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) ただいま申しましたような簡裁の性格と申しますか、機能と

申しますか、そういう意味合いは現在においても異なるのではないかと考えております。

○一井淳治君 少額、軽微な裁判所ということになりますと、裁判所の方から地域に出ていかなくちゃならないということが何とないまでも第一になるんじゃないかというふうに思いますが、そのためには、例えば庁舎を増設するとか、あるいは人員の確保をするとか、いろいろな施策が必要ではないかというふうに思いますけれども、当初の理念の実現ということが十分でなかったのではなか、理念に反することがずつと行われてきたんじゃないかというふうな感想を私持っているわけでございませうけれども、そのあたりについてはいかがでございませうか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 御承知のとおり、簡易裁判所が発足いたしましたのは昭和二十二年五月でございまして、発足当初は五百五十七の裁判所を新たに設置しなければならなかったわけでございませう。その当時の状況でございませうから、簡単に建物あるいは敷地を取得するわけにはまいりませんでした。したがって、当初発足いたしましたときには、例えば町村役場の一室を借りまされとか、あるいは登記所の一室を借りまされとか、中には病院の一室、倉庫を借りる、こういうふうな形で発足したわけでございませう。

昭和二十年代あるいは三十年代にかけまして、相当の予算措置をとっていただきまして、多くは木造ではございませうけれども、逐次庁舎の整備を図っていただけたわけでございませう。その当時、木造ではありましたが、立派な裁判所ができたというところで、地域住民の方々に喜んでいただけたというふうなことを耳にいたしております。

裁判官の数につきましては、当初は六百数十でございまして、逐次増加を図ってまいりまして、昭和三十年代には七百三十というふうな数になつておるわけでございませう。

ども、従前はそれぞれ借地借家調停法、金銭債務臨時調停法というふうな法律が分かれておりました。それを一本化したしまして民事調停法が新しい新法として発足したわけでございませう。その機会をとらえて、例えば「調停」の字はかたがたというふうなものを日本調停協会連合会あたりでつくりになしまして、この中には例えば「み」で申しますと、「民衆の信頼に答えるよい調停」、こういうふうなものがございませうが、こういう「調停」の字はかたがた「の」のポストをそれぞれの裁判所なり市町村なりに張り出しまして、大いに調停制度の利用を求めたわけでございませう。

そのような努力の結果、昭和二十年代には五万件少々でございまして事件が徐々にふえまして、昭和三十年には七万件近くにもなつたわけでございませう。その後、調停の事件数は、変動がございましたが、だんだん減つてまいりました。昭和四十七、八年ごろになりましたと四万件を割るような状況が出てきたわけでございませう。そこでまた、調停制度の改正、充実をお願いいたしました。昭和四十九年には民事調停法の一部を改正する法律案を可決、成立させていただきました。その後また、調停制度の充実を図ってきたわけでございませう。その後の経過は一井委員よく御存じのこととお

り、簡裁における調停事件はかなりふえてきたわけでございませう。

そういうふうに、私も同様の見解をしております。十分ではあるかもしれませんが、それ相応の努力は払ってきたつもりでございませう。

○一井淳治君 裁判制度というものは、人が、裁判所の職員が、裁判官が扱うわけでございませうから、人員の確保ということが非常に大事であるというふうに思いますが、簡易裁判所の制度が成功しなかったのは職員の確保ができていなかった。裁判所へ飛び込んでいっても期待する対応がなされず、何週間か先の対応というふうなことで、打てば響くようなところがなかったという点に一つの大きな原因があったんじゃないかというふうに思いますけれども、そのあたりはいかがでございませうか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) ただいまる御説明いたしましたように、制度発足当初からそれなりの努力はしてきたつもりでございませう。人によりましては、簡易裁判所制度につきま

ておられますけれども、私も同様の見解をしております。簡易裁判所制度が失敗したとは考えていないわけ

でございまして、発足当時の機能というものは、不十分ながらも発揮させてきていただいております。例え、事件数につきましては、昭和三十年で見ますと、民事訴訟、調停、刑事訴訟合わせ

て全国で二十四万件でございまして、昭和六十年に至りますとこれが三十四万件というふうになつておりました。制度自体はかなり利用されているんじゃないかというふうに考えております。

ただ、御指摘のように、簡易裁判所の運営そのものが一〇〇%充足できるような形でなされているとは私も考えておりません。やはり窓口における応対でありますとか、いろいろな場面面で御不満をいただいている面もあるかと思ひます。特に大都市におきましては事件が非常にふえているというところで窓口の応対が悪かったという点もあろうかと思ひますが、地方の簡易裁判所でございますと、これは何度も申し上げておりますように、非常に事件数が少なくなつてきておりますので、窓口の応対その他につきましては地方に行けば行くほど懇切丁寧であるというのが通常の事態ではないかと思ひます。

ただ、トータルとして見ますと、必ずしも適切な対応がなされているとは言えない面もあるかと思ひます。今回、簡易裁判所の適正配置に関する法律案の御審議をいただきまして、簡裁全体として充実した運営ができるようになり取り組んでいきたい、かように考えているわけでございませう。

○一井淳治君 我が国では、一般の考え方として裁判所はどしも敷居が高いといひますか、一般の国民にとっては遠いといひことがございませう

て、裁判所の方から積極的に国民を引き込むというふうな対応をしていかないと裁判制度が国民に密着する方向にはなかなか向いていかないんじゃないかというふうには私は思うわけでございます。

そこで、簡易裁判所の職員に対して、そういう地域の人たちと親しみやすい裁判所になる方向でのいろんな指導とか教育とか、あるいは地元に住民が積極的に裁判所を活用しようという意欲を起すような、事件の申し出を誘導するようなPRを努めるとか、そういうふうなことをこれまでどの程度なさっておるのか。そのあたりについての説明をいただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(上谷清君) 親しみやすい裁判所、あるいは身近な裁判所ということになりますと、これは刑事事件ということではなくてむしろ民事事件ということであらうかと存じますので、私の方から説明させていただきますと存じます。

親しみやすい身近な裁判所と申ししましても、裁判所の場合にはその性質上直接地域の人々に積極的な利用を働きかけていくというか、いわば紛争を掘り起こすような形で呼びかけをするというのはいろいろ問題があるかと思ひますので、どちらかといえば私どものPRといたしましては、現に紛争を抱えて困っているとか、あるいはまた訴訟や調停等の申し立てをしたいと思ひているがやり方がよくわからないという人がある場合に、その人が手続を容易に理解して簡便に申し立てをすることができるよう裁判所の方の体制を整えましますとともに、地域の人々のそういう正当なニーズを埋めさせないように努めるということが大切だ、こういうふうな基本的な観点で対応しているわけでございます。

そういうふうなわけでございまして、裁判所のPRと申ししましても、おのずと裁判所の仕事の紹介でございますとか、各種の手続を教示するなどといったものになつてくるわけでございます。このようなPRといたしましては、これまでも私ども

も最高裁判所の方で直接広報の資料を発行したり、あるいは広報テーマを定めまして各裁判所にそれに即したPRをしてもらうようにお願いするほか、それぞれの裁判所から地方自治体の例えれば広報紙、市町村の広報誌等に裁判所のPRを掲載していただくというふうなお願ひもしてまいりましたわけでございます。そのほか、当事者が裁判所の窓口等に来れば手続等の説明をなるべく親切にするというふうな指導もしてまいりました。また当事者がその場で書き込みをすれば申し立て書ができるというふうな、いわゆる定型的な用紙記載例等も各裁判所に備えるというふうな努力をしてまいりましたわけでございます。

余り抽象的なことを申ししましてもおわかりいただきますにいかと思ひますので、最近の具体的な例を一つだけ御紹介したいと存じます。昭和五十七年から八十八年、九年にかけましていわゆるサラ金調停が激増した時代がございました。このときは簡易裁判所の通常の民事訴訟事件が大体二十万件強でございましたが、それに対して調停事件が十五万件にもふえたことがございます。つまり、訴訟事件と比較しまして七割近い数が調停に持ち込まれたという時期がございました。このときの調停は、いわゆるサラ金から借り受けをいたしました、高い利息を払えないために行き詰まった債務者側からサラ金業者を相手にして救済を求めるといふ形のサラ金調停が非常に多かったわけでございます。

例えば、このときの例を申しますと、私どもの方でそういう申し立てをしたがどうしていいかわからないというふうな方々のために「調停のしおり」というふうな、これはごく薄いリーフレットでございますが、それから「民事調停の手引」、これは数ページにわたりました調停をする際のいろんな手続あるいは準備していただくべきことなどを書いたものでございますが、そういうものを準備いたしました。先ほどのリーフレットの方が約四十万部、それから手引きの方が十萬部作成いたしました。各裁判所の窓口のほかに、例えば市

町村の困り事相談所のようなものを扱っておられるところ、あるいはまた警察署等にもお配りいたしまして利用していただいたということがございまして、そういうようなことがございまして、昭和五十八年、九年の例で見ますと、当事者本人からの調停の申し立てが非常にふえまして、例えば口頭でそれを受理し、あるいは備えつけの用紙を用いて申し立てをしていただいたという例が全体の事件の八〇%近くになつていて、そういうふうな例がございまして。

その後も、私どもの方もそのときどきの状況に応じましてパンフレットなどを作成する等いたしました。いろいろと簡易裁判所のPRに努力しているわけでございしますが、必ずしもこれで十分というわけでは決してございせん。今回の適正配置の法案が成立させていただけるならば、今後ともますます受け付け窓口の充実等を考えていかなければいけないと思ひます。それと同時に、簡易裁判所の民事事件について利用者の御理解を得るためのいろんなPRをしていきたいというふうなことを考えている次第でございます。

○一井淳治君 少額、軽微の事件を簡易、迅速に処理するという理想を掲げる限りは、地元の住民との交流ということが非常に大事ではないかというふうに思ひます。

最近の様子を見ておられますと、例えば、何か市町村でおめでたごとがありまして、簡易裁判所の所長さんが祝辞などを言うために招待を受けるとかというふうなことも余り見たことがございせんし、本日に民衆に溶け込んでいくならば、最近ではカラオケ大会が随分多いでございせん、カラオケ大会の審査委員長ぐらいにはなつてもいいんじゃないかというふうなことも考えるわけですが、これも、そういうふうなことも考えるわけですが、これは、職員の人々が地元で長く勤務しておると、これは、きょうはちょっとお茶でも打とうかということで地元の人と交流ができるはずでございますけれども、そういうことはなく

で、五時が来たらさつと帰つてしまふというふうなこと、本日に少額、軽微な事件を簡易にやつていこうということであれば何か地元との人間的な交流が必要だと思ひますけれども、それがなくてどうも離れ離れになつていく。これが事件も来ないし、何となく影が薄くなつていくという大きな原因ではないかというふうに思ひます。その点を今お尋ねしたかったわけでございまして、私ども、そういう点も今後一層の御配慮をお願いしたいと思ひます。

それから、庁舎、施設の改善でございましてけれども、現在の簡易裁判所の庁舎は大部分木造で非常に古びております。もし仮に、本日に受件数をふやして地域の住民のために役立たせようというお考えであつたならば、当然老朽庁舎の改善、未整備のいろんな施設の整備ということも行われていたんじゃないかと思ひますけれども、残念ながら行われていないように思ひます。現在この老朽庁舎、未整備の簡裁というものは何庁くらいあるのかと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(町田順君) 現在の独立簡易裁判所の庁舎の数がございまして、二百六十二庁全部でございます。そのうち、整備済みと申しますのはいわゆる不燃化が完成しているものを私ども整備済みと呼んでいるわけでございまして、けれども、整備済みのものが百六十八庁、それから現在整備中のもの、つまり本年度中に工事を行い、工事を完成する予定のものが二十二庁ございまして、これが合わせて百九十庁でございます。したがって、残ります未整備庁、つまり不燃化ができておりません独立簡易裁判所は七十二庁ということになります。

○一井淳治君 整備されてない老朽化した庁舎が今度統廃合の対象になるんじゃないかという感じが非常に強いわけでございまして、この法案の成り行きはまだ決まりませんけれども、今後、簡易裁判所の庁舎の整備拡充ということについては一層の努力をしていただかなければならぬのじゃないかというふうに思ひます。そして、老朽化して

おる庁舎がほとんど今回の整理統合の対象になっておるかどうか、そのあたりはいかがでございましょうか。もしそうだとすれば、どうも今回の統廃合は以前から計画的に予定されておったんじゃないかというふうに感ぜざるを得ないわけでございますけれども、そのあたりはいかがでございましょうか。

○最高裁判所長官代理者(町田顯君) 先ほど未整備庁舎が七十二庁と申し上げたわけでございますけれども、御指摘のとおり、このうち今回の廃止予定庁が六十一庁でございます。したがって、いま申し上げた存置庁で未整備のものは十一庁ということになっております。

こういうことになりました原因でございまして、確かにこの数年、簡易裁判所の適正配置の問題を私も三者協議等に提起してきました。これはこの成り行きを見詰める必要があるだろう、その結果、廃止されることになる庁舎を新築するということになります。それは国費のむだでございまして、ここ数年間これらの成り行きを見守ってきたということがございます。

先ほど申し上げましたとおり、本年度で整備することになった庁が二十二庁とかなりの数あるわけでございますが、これは昨年来の法制審議会の答申あるいは法案の作成等を通して、存置庁と廃止の対象となる庁が法案の形ではっきりしてまいりましたのを受けて、法案上存置することになった庁につきましても、法上整備を進めたいということで、集中的に整備を図った結果が今申し上げたようなことになっているわけでございます。

何も昔から、今の問題が起こる前から考えていたというわけではございませんけれども、ここ数年の単位で見ますと、やはりそういうことを考慮しながら成り行きは見守っていたということはございします。

○一井淳治君 先ほど申し上げましたけれども、日本では国民と裁判所との間にどうも段がありまして、一般の国民の方では裁判所は縁遠い存

在でございまして、裁判所の方から相当働きかけないと裁判制度の拡充ということ、あるいは憲法の予定している人権の擁護といえますか、これができないんじゃないかというふうに思うわけでございます。物的、人的な拡充をもっと積極的にやる、そして地域での結びつきももっと強めていく、人員もふやしていくというふうなことがないと縮小再生産、そういうふうなことに陥っていくんじゃないかというのを心配するわけでございます。そのあたりのこと、もう少し積極的にいろいろ業務の拡大をやっていたらいいと、さらにさらに簡易裁判所の縮小縮小という方向にまた行きはしないかという心配が非常にあるわけでございます。けれども、そのあたりはいかがでございましょうか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 裁判所制度をどのように利用するかは、国によってかなり違うようにございします。アメリカあるいはヨーロッパでございしますと、何かめんどごとがありましてお互いに自主的に、任意的に話し合って解決するというのではなくて、いきなり裁判所に飛び込んで行く。例えば、少額裁判所の事件としてよく引き合ひに出されますのは、クリーニング屋にワイシャツを洗濯に出したけれどもしみがついた場合、これはやはり少額裁判所へ行って幾ら払えというふうな裁判を求める。我が国の場合でございしますと、クリーニング屋さんとかけ合ひまして話がつくわけでございます。したがって、アメリカにあるいは西ドイツあたりはかなり訴訟の件数は多うございします。アメリカの最高裁判所の前の長官は、訴訟好きのアメリカの国民の国民性を嘆いたりなさったこともあるわけでございます。そういう点で我が国におきましては比較的裁判を好まないという点はあるかと思ひます。

ただ、それだからといって裁判所の利用度合いが少なくなったかと申しますと、先ほど申しましたように、昭和三十年と比較いたしましたとしても、昭和三十年では民事訴訟は八万二千七百件ぐらいでございしましたが、昭和六十年になりますと民事

訴訟の件数は二十三万二千五百件ぐらいいふえてきております。支払命令につきましても現在では六十数万件台でございまして、過去に比べますとかなり利用されているわけでございます。そのような状況でございまして、必ずしも受件数の経緯だけを見ますと縮小再生産の形では動いていないというふうには私どもは考えております。

しかし、現在の裁判所の国民による利用がすべていいのかと申しますと決してそうではない面もあるかと思ひます。事件数と申しますのは人口を初めとしたしまして社会的、経済的な要因あるいは教育にまでさかのぼります心理的な要因あるいは制度的な要因、こういうものがいろいろ重なり合ひまして事件数の増減を左右するんだらうと思ひます。地域によって減少しているところもございしますけれども、そういうところでは人口の移動というものがやはり基本的に事件数減少の大きな原因であったのではないかとというふうに考えております。

裁判所といたしまして、積極的に紛争を掘り起こして裁判所に持ち出すように勧めて回るといふ性格のものではないわけでございますが、裁判所を御利用なさる場合にはいつでも、それを受けて十分こたえられるように、例えば裁判所の受け付け体制でございしますとか、そういう面の充実を図りまして、よりよく利用していただきたいという思いは痛切に持っているわけでございます。

先ほど申しましたように、今回の法律案の本当の目的と申しますのは、簡易裁判所全体を充実強化することによりまして、もとよりよく、従前よりよく利用するようにしていただきたい、こういうことで御審議をお願いしているわけでございます。決して縮小再生産をやっているというふうな考え方を持っているわけではございません。

○一井淳治君 今回の統廃合を行う基準として、時間の問題とそれから事件数、過去五年間の平均の事件数ということが最も重要な判断基準となっております。

事件数については民事、刑事、調停、この三つの案件を取り上げておられるようでございしますけれども、しかし、先ほど言われましたように、少額裁判所という理念があるんであれば督促事件とか略式とかあるいは窓口での相談、そういったものも評価して、こういうものも事件数に含めて全体像を見て統廃合を決めていかなくちゃならない。三つの事件だけを合計して事件数の基準としてはいけない、このように思うわけでございますけれども、いかがでございましょうか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) これは、法制審答申でも述べられておりますように、今回の簡易裁判所の適正配置は全国に共通する問題でございまして、統一的な基準を設けてその実現を図る必要があるわけでございます。裁判所を利用する地域住民の利便にかかわる事柄でございします。その基準につきましても、例えば、事務量といった組織運営上の尺度によるのではなくて、むしろ基本的には地域住民の総体としての利便、これを主要な考慮要素とすべきものというふうに思われるわけでございます。そういう意味合いで、集約の基準につきましてもは地域住民の簡易裁判所の利用度を示します事件数と、それから簡易裁判所に出向くための利用の便、この二つの要素を基本的指標とするのが合理的であるというふうに考えられたわけでございます。

事件数につきましては、御指摘のように民事、民事調停それから刑事の各事件数の合計につきまして五十五年から五十九年の五年間の平均新受事件数を指標としたわけでございます。簡易裁判所では、今おっしゃいましたように督促、略式等多くの事務がございします。特に督促、略式の事件は件数としては少なくはございません。しかし、これらは、御承知のとおり、裁判所におきましていずれも書面で審理されるわけでございます。民事、民事調停、刑事の三事件は裁判所の取り扱う事件として特に重要でありますと同時に、督促事件などとは異なりまして原則として審理の上で当事者の出頭を要する。したがって、裁判所の

所在場所のいかんが当事者の利便と強いかわりを持つてございませう。そういう観点から民事、刑事、調停の三種の事件を事件数の基本にしましてそれを基準としたわけにございませう。

督促事件につきましては、これも御承知のように、債権者はほとんどが管外の方でございまして、管内の住民の方が利用する度合いというのは非常に少のうございませう。

略式事件につきましては、これは対応する区検察庁でいろいろ取り調べ等があるわけにございまして、トータルとして見ますと、裁判所利用の場面と同じように評価すべきじゃないかという点にございませうけれども、ケースによりましてはいろいろございまして、かえって近隣の検察庁ではなくて本庁の方あるいは支部の方の検察庁で取り調べるといふケースもございませうし、この多くの事件はいわゆる交通即日処理事件、交通切符の事件でございませう。こういうような事件につきましては、御承知のとおり、週に一回流れ作業で数十件処理する、こういう体制がとられておりますので、これは基本的な事件数としてはカウントしない方がむしろいいのではないかと、こういうような観点からこれを省いたわけにございませう。

午後十一時五十六分休憩

午後一時二十二分開会

○委員長(三木忠雄君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案並びに検察及び裁判の運営等に関する調査を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○猪熊重二君 本日は、法案について二、三お伺いしたいと思います。

この法案を審議する前提として、最高裁判所が

簡易裁判所についてどのように考えているか、このことについてお伺いすることが非常に重要だと思ひますので、話は少し古いことになるんですけども、二、三お伺いしたいと思います。

昭和二十二年の五月三日、新憲法施行と同時に裁判所法が新しくなりました。現在の簡易裁判所が設置されたということにございませう。この簡易裁判所は、旧裁判所構成法のもとにおいては、いわゆる区裁判所に対応するものと一応考えられましたが、そこで、旧法下において区裁判所が全国に何か所設置されていたか、まずお伺いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(山口繁君) 昭和二十一年十一月時点にございませうが、その当時全国で二百八十三庁にございませう。

○猪熊重二君 それに対して、新しく簡易裁判所は裁判所法の上では何庁設置されることになっておりましたか。

○最高裁判所長官代理人(山口繁君) 五百五十七庁にございませう。

○猪熊重二君 二倍まではいきませんが、ほとんど二倍に近い数の簡易裁判所が設置されることになったわけですが、このように区裁判所に対して簡易裁判所が二倍近い数字設置されたことになったという点について、数が二倍になったということだけではなくして、どのような趣旨で簡易裁判所がこれほど多く設置されるようになったか、お伺いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(山口繁君) 裁判所法制定の過程における論議等から考えますと、憲法で令状主義の建前がとられたことによりまして令状を発行する簡易裁判所を数多く置かなければならぬ、したがって、当時の段階では警察署に对应しまして、当時千ほどにございませうが、千ほどの裁判所を設けるべきではないかというふうな議論がされたわけにございませう。他方、違警罪即決例が廃止されることによりまして、刑事の軽微な事件が数多く裁判所で審理、裁判しなければならぬ、そういう点からも数多く設けるべきで

あるというふうな議論が出てまいりまして、当時、市町村の数が一万数千にございませうけれども、市町村ごとに置くべきではないかという議論すらあつたわけにございませう。そういうふうな数多く裁判所を設置するということになりましたと、勢い少額な民事事件も非常に簡略な手続で処理する裁判所というものを考えてはどうであらうか、このような議論もなされたようございませう。

結果的には、当時の財政状況ということもあつたのではないかと、二つの警察署に一つの割合というところで五百五十七の裁判所を設置するということになったようございませう。少額、というふうなことをいさつからいまして、少額、軽微な事件を簡易な手続で迅速処理するという趣旨で簡易裁判所が設置されたものと考えております。

○猪熊重二君 今おっしゃられたようなことの場合に、簡易裁判所が従前の区裁判所と異なるような点は何かにはございませうか。

○最高裁判所長官代理人(山口繁君) その点はかなり多くございませう。例えば、民事の場合で申しますと、当時、区裁判所は二千元を超えない請求について管轄いたしましたところ、ところが刑事で申しますと、これは現在はいわゆる法定合議事件でございませう。短期一年以上の懲役または禁錮に当たる罪を除くほか、有期の懲役もしくは禁錮に当たる罪ももちろん管轄いたしますけれども、そういう点がございませう。当時、地方裁判所は御承知のとおり合議の裁判所でございまして、そういう意味合いからいたしまして、区裁判所はそういう部分を担当する裁判所でございまして、かなり多くの部分を担当する裁判所でございまして、そのほかにも仮差押え、仮処分、それから執行事件、破産事件、大部分の非訟事件、それから督促、公示催告、略式等は担当しておりますけれども、第一審の裁判所といたしましては地方裁判所に比較しまして区裁判所の占める割合が非常に大きかったわけにございませう。

ところが、戦後発足いたしました簡易裁判所におきましては事物管轄の制限がございまして、民事につきましては地方裁判所と第一審の事件を分かち合うという性格がございまして、破産事件、破産事件あるいは和議事件、それから執行事件、こういうようなものは管轄しないことになりました。それから、民事訴訟事件につきましても、戦前の区裁判所でございまして、価額にかかわらず建物の賃貸借訴訟とか不動産境界訴訟あるいは占有訴訟等は区裁判所に管轄があつたわけにございませうが、こういう点は一切なくなりました。事物管轄の制限下でこういう事件を処理する、こういうふうになったわけにございませう。そういう点からいいますと、簡易裁判所は区裁判所とは異なりまして、事物管轄につきましてもかなり制限を受ける形で発足しているわけにございませう。

○猪熊重二君 今のお話を伺ひまして、結局、裁判所制度の中で、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所というこの系列がいわゆる法規を適用して紛争を裁判によって解決するという系列の三つの裁判所であるのに対して、簡易裁判所は、もちろんそのような系列に属する部分の事件も持つておりますけれども、それ以上に地域に密着した、実情に合った早期迅速な紛争解決を主たる目的とする裁判所というところで、この最高裁、高裁、地裁という系列とはやや別個な、ある意味においては地域裁判所であるとか、あるいは人の呼び方によつては民衆裁判所であるとか少額裁判所であるとかというふうな呼ぶ人もありますが、このようない裁判所というふうな考えでよろしいでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(山口繁君) 御指摘のとおり、例えば、簡易裁判所の民事事件につきましても、民事訴訟法で簡易裁判所の特別という規定が設けられました。昭和二十二年発足いたしました当時、例えば、証人尋問にかいて書面の提出を求めることができるか、あるいは証人本人の尋問をした場合には調書の省略をすることができるとか、戦前の区裁判所の特別に加えてそういうふうな規定が設けられたわけにございませう。これ

は、地裁における訴訟手続のような厳正な手続ではなくて、簡易裁判所にふさわしい簡略な手続で訴訟を処理する、こういう意味合いで設けられた規定であらうかと思ひます。

それから、いま一つの特色といたしましては司法委員の参与を求める、こういう規定も設けられたわけでごさいます。国民の司法参加と申しますか、そういう道を開きました。

それから、いま一つは、区裁判所の裁判官の場合でございまして、法曹有資格者に限られていたわけでごさいます。簡易裁判所の判事はそれだけではなくて、多年司法事務に携わり、その他その職務に必要な学識経験のある者で選考を経た者ということで、法曹有資格者以外の方々の簡易裁判所判事登用の道を開かれた、こういう意味合いからいたしますと、国民に親しみやすいという性格を持って発足したのではないかと、うううに考へております。

○猪熊重二君 今、総務局長からいろいろお話しただいて、まことにそのとおりでございしますが、そのような裁判所が果たして裁判所の体系とどうか、系列の中でどれだけ大切にされてきたか、それともじゃけんにされてきたか、これについてお伺ひしたい。

新しい法律によって簡易裁判所が設置されることになったということで、当初五百五十七カ所設置が法律に規定されていた。ところが、最初から全然形も形もない、いわゆる未開庁が八庁もあったというところですが、八庁あったことは間違ひありませんか。

○最高裁判所長官代理人(山口繁君) 間違ひございません。

○猪熊重二君 今、いろいろ総務局長おっしゃったような重要な簡易裁判所、民衆のための簡易裁判所、これが八庁も全然開庁されなかったことの原因及びこれを開庁するためにどれだけの努力をされたか、お伺ひしたい。

○最高裁判所長官代理人(山口繁君) これらの庁

につきましては、開設と同時に裁判所法三十八条により事務移転がなされているわけでごさいます。これらの庁につきまして事務移転がなされた理由につきましては、古いことでございまして必ずしも正確なことはつきまじらなれど、いかにいへば、登記等を通じて認識してありますところでは、庁ごとに若干の差異はございすけれども、一言で申し上げますと、敷地及び庁舎の確保が困難であったということにあるようにございす。これらの庁の開庁につきましては、これも庁によりまして差異はございすけれども、おおむね昭和二十年代から三十年代前半ころまで用地取得等のための努力は重ねられてきたようございす。

例えば、大阪の西成簡易裁判所につきましては昭和二十五年に建設用地を取得したわけでごさいます。ところが、その後三十年になりまして、大阪の地下鉄工事の一環として駅舎建設の必要からこれがそちらの方に振り向けられた。あるいは都島簡易裁判所につきましても用地の手当てはしたわけでごさいます。予定地が交通量が激しくて騒音のため裁判所用地としては必ずしも適当ではなくなってきた、こういうような事情もあったようございす。そのように、昭和二十年代後半から三十年代前半にかけては、いわばゼロからスタートしてまいりました簡易裁判所の整備、確保のためそれぞれ各地で努力はなされてきたわけでごさいます。このようなかでそのような条件の悪いところについては事実上庁舎の整備が行われないうまま推移してきたものではないかと考へております。例えば、甲府の市街地につきましても、地元の方から候補地の申し出等がございまして、いろいろ物色しては回ったわけでごさいます。結果的には適当な候補地がなかなか得られないで推移して、こういう状況でございす。

○猪熊重二君 今、総務局長は未開庁八庁の開庁に非常に努力されたというお話なんです。この未開庁八庁の開庁とは別個に、せっかく開庁したにもかかわらず、その後事務移転して実質的に閉

庁状況に陥ってしまったという裁判所があるわけなんです。簡単に結構ですから、いつからいつまでの間に何庁、それがどういふ理由で事務移転して閉庁に至らざるを得なかったかについて、簡単に回答ください。

○最高裁判所長官代理人(山口繁君) 簡単に申し上げますと、二十四年四月一日から五十七年十月一日までの間に十三庁につきまして事務移転が行われております。

その理由につきましてはさまざまございす。が、借り上げ庁舎が狭隘であるとか、あるいは庁舎が類焼して急速な復旧が困難でございすとか、あるいは借り上げ庁舎の返還請求を受けて直ちに庁舎を設置する見通しがないとか、あるいは庁舎が老朽化したしまして、その場で執務することとはできなくなつたけれども新設のめどがなかなか立たない、こういうような理由で事務移転がそれぞれ行われたわけでごさいます。

○猪熊重二君 そうすると、せっかく法律でつくろうというものが最初から八庁が全然店開きもできなかつた。ようやく設置した裁判所も今おっしゃった期間の間に十三庁閉庁してしまつて、結局二十一の裁判所が法律上あることになつて、いながら全国から影を消している。こういう状況について、それが裁判官がどうしてもいないとか、ほかの理由ならばともかく、土地がない、あるいは建物がない、こういう予算的な理由で閉庁に追い込まれるということは非常に問題だらうと思ふんです。これをどういふ事態に立ち至らなくも済むように、裁判所としては予算上の程度努力されたいと思ふ。

○最高裁判所長官代理人(山口繁君) 未開庁八庁につきましては、先ほど申しましたように、敷地取得等で予算上の措置をいろいろ講じていたいたたりしては、実は昭和二十年代の後半から、例えば、大阪の近畿弁護士会連合会におかれまして「簡易裁判所整理統合に関する意見書」というものをお出しになりました。簡易裁判所が少し多いん

ではないか、廃止統合によって住民の不便を感じしめることもない。あるいは簡易裁判所の整理統合の結果著しく国の負担軽減となる。簡易裁判所の統合によって裁判官の執務に便ならしめることになる、そういうふうな理由で簡易裁判所の整理統合を図るべきではないだろうか。特に、大阪にその当時ございした未開庁につきましては、大阪にその当時開庁してございした庁も含めまして大阪簡易裁判所と統合してはどうだろうか、そういうふうな御意見が出てまいつたわけでごさいます。

三十年代の当法務委員会の御審議におきましても、ただいま申し上げました未開庁問題につきましてこれまで鋭く御指摘があったわけでごさいます。その論議の過程等を拝見いたしております。そこでも整理統合をすべきかどうかということについていろいろ御意見があったようございす。整理統合をなすべしという御意見と、整理統合してはいけないという御意見等々があつたわけでごさいます。そういうふうな状況変化が生じてまいつたものでございす。未開庁の設置につきましてはそういう経過を踏まえていろいろ検討を重ねてきていた、こういう状況でございす。

その後の、新たに事務移転をしてまいりました十三庁につきましては、確かに庁舎新営のための予算措置は講じておりません。その当時、それらの状況におきまして、簡易裁判所のみならず地裁の本庁、支部あるいは家裁、高裁を含めまして、裁判所全体の管轄計画の中でより緊急度合いの高いものが多々ございしたものでございす。から、比較的事件数の少ない簡易裁判所の新営まで早急に実現することは困難な状況にあつたというところを御理解願ひたいと思ひます。

○猪熊重二君 結局、最高裁、高裁、地裁、大きな立派な裁判所の方の金の手だての方が大変で、こういう地域の簡易裁判所の方に手が回らなかつたというところの如何に伺ひます。

ちよつと意地の悪いような質問ですけども、未開庁もしくは事務移転庁二十一庁の建設に関し

これは検察庁関係でございますので合計で五名、それから関係官庁といたしまして内閣法制局、警察庁、大蔵省、これはそれぞれお一人、合計三名ということでございます。委員の合計は二十九名でございます。

○猪熊重二君 今の法制審の委員の中で、地方公共団体もしくは議会の代表ということでの方々の立場はわかるのですが、一般的な地方公共団体云々という立場でなくして、直接自分のところにある簡裁がなくなるんだという管轄区域内の市町村の代表というふうな方に委員に入っていたかどうか。これは全然考えられませんでしたか。

○政府委員(清水湛君) 簡裁の統廃合の問題は、地域住民の生活に非常に関係があるということから、地方の実情に明るい方にこの審議に御参加願うということがどうしても必要なことであつたわけでございます。

そこで、先ほど申し上げましたように、いわゆる地方自治六団体に委員の推薦をお願いしたわけでございますが、法制審議会というのとはものと簡裁の統合の可否と申しますか、簡裁を統合するかしないかというふうなことを個別に議論するところではございませんで、全国的な立場から簡裁の適正な配置のあり方という一般的な抽象的な基準を議論するというところでございまして、そういうような観点から、地域の実情というものを踏まえて適切な御意見をいただける方というふうなことを考えてございまして。現実に、地方自治六団体の御推薦によりまして委員に御就任になった方々からは、この問題について地方行政のエキスパートとしてそれぞれ非常に貴重な御意見をいただいたものと私どもは理解いたしております。

○猪熊重二君 委員選任当時、簡裁統廃合について、一口に言って反対であるというふうな意見が世の中に出ていたのかどうか、もし出ていたとすれば、学者であるとか弁護士会であるとか地方公共団体とか、反対の意見を表明しているそのような団体あるいは人々に対して委員を委嘱する

というふうなことはお考えになりませんでしたか。

○政府委員(清水湛君) この問題は非常に重要な問題でございますので、幅広い立場から、また公正公平な立場から自由に意見を述べていただく、こういうことが必要でございます。具体的な人選に当たりましては、そういう観点からこの問題を審議するに最もふさわしい方に委員になつていただくということで就任をお願いしたところでございます。

その際、この問題についてまだ具体的に審議をしていないわけでございますので、賛成であるとか反対であるとかというふうなことは必ずしも明確ではございませんけれども、私どもといたしましては、お願いした委員の方がこの問題につきましてもどのような考えを持っておるかというふうなことは一切かわりなく委員の御就任をお願いいたしましたというところでございます。

もちろん、この問題につきましては、法制審議会が審議が始まる前に最高裁判所の方からいわゆる法曹三者の協議会にこの問題が提起されるというふうなこともございましたので、世間的に簡裁の適正配置の問題というの議論として取り上げられておりましたので、中にはこれに対して消極的な意見を述べておられる方というふうなこともあつたわけでございます。ただ、一応たりとも統合するのは反対であるというふうな御意見ではございませんで、結局どのような基準で、どのような規模でやるかということについての見解の相違と申しますか、そこいらんな幅があつた、こういうふうな私どもは理解いたしております。

○猪熊重二君 ちょっと嫌みに聞こえるかもしれませんが、私が申し上げたいのは、結局、当初から賛成の人を集めて審議して賛成と、これはもう最初から結論がわかっているわけなんです。要するに、真に民主的な審議というんだつたら、少数者の反対の意見をお持ちの方にも入っていたら、その上で双方よく協議し合つて結論を導いて

いく、そこに重要な問題処理の方法があると思うんです。何か私から見ると、もともと賛成の方が集まつてそれで賛成という結論を出したというふうに見えるものですから質問させていただいたわけです。

ところで、先ほど一井委員の方からも話がありました。今回の統廃合の基準として裁判所では民事訴訟事件、刑事訴訟事件及び調停事件の三種事件について法制審に資料を提出したらしいですが、右資料以外に法制審に提出した資料がございましたか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 法制審議会に提出いたしました資料といたしましては、御指摘の民事、調停、刑事の事件数の推移のほか、刑訴、調停の三種でございます。そのほか各独立簡裁別に督促それから略式の件数も出しております。さらに、家裁出張所の年間事件数の推移というところで各出張所ごとに甲類審判、乙類審判、家事調停というところで資料を出しております。

○猪熊重二君 今お話しした資料のうち、督促事件についてお伺いしますが、私が最高裁からいただいた資料によれば、廃止予定の各種独立簡裁においては督促事件はいわゆる三種事件に対してそれぞれ三倍、五倍、十倍というふうな件数が記載されております。督促事件は直接当事者が裁判所に

出頭する人もよい側面もありますが、あるいは出頭する人もないだろうということになると、三種事件だけで、例えば、廃止予定の大原簡裁の場合に、百件以下ですよと言つてみたところで、督促事件だけでも年平均三百一件ある。こういうことになつてくると、督促事件の事件数というものを全然考慮に入れないとしたら、地域の住民にとっての裁判所の利用度合いということについて非常に不公平だと思ひますが、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 一応、簡易裁判所の利用度合いを示す事件数といたしましては民事訴訟、刑事訴訟、調停を取り上げましたのは、地域住民がそこに置かれて簡易裁判所を

どのように利用されているか、これを見る指標としては、住民の方々が裁判所に出向かなければ事件が処理できない民事訴訟、刑事訴訟、調停というものを取り上げていくべきであるというふうなことを考えたからでございます。

支払い命令は、今おっしゃいましたように、出向かなくともいいわけでございます。中には出向く方もおられるかも知れません。しかしながら、出向かなくともいい、債務者の審尋も要しない、こういう建前でございますので一応除外したわけでございます。ただ、猪熊委員御指摘のとおり、かなり件数は多うございます。そこで私も、支払い命令の実態もちょっと調査したわけでございます。そういったしますと、督促事件のうち、管内住民の債権者の割合というものは七割ぐらいでございます。まして、あの九三％は管外の方々が債権者として申し立てられておる。そういったしますと、先ほど申しましたように、裁判所に出向かなくともいい種類の事件でございますから、七割ほど管内の地域住民がおられますけれども、全体的には民事、刑事、調停に対して基本的な事件の中に特に加えて除外したわけではないか、こういうふうなことを除外したわけでございます。

○猪熊重二君 督促手続についてはそのように一応お伺いします。略式手続についても資料をお出しだそうですが、この略式についても、私が最高裁の方からいただいた資料によれば、事件数だけ申し上げれば、例えば大原――私はこの大原簡裁に特別のことがあつたわけじゃなくて、表の上の方にあつたら取り上げただけのことなんです。この大原簡裁の場合には、三種事件だったから年間九十一件から百件だと言ふけれども、千三百三十八件も略式命令の事件があるわけなんです。結局、大原簡裁の管内の人間が年平均で千三百三十八人も裁判所から罰金を払えという命令をもらつていくわけなんです。この略式についても、略式の人数について考慮しないことはやはり片手落ちじゃないかと思ひますが、この点についてはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 猪熊委員先刻御承知のとおり、裁判所といたしましては、略式命令の請求を受けまして書面審理をした上で略式命令を発付するだけでございまして、裁判所に略式命令の被告人が出頭を要するわけではございません。そういう観点から、略式命令につきましては基本的な事件数の中には加えなかったわけでございます。また略式命令につきましては、その大部分がいわゆる交通切符の事件でございまして、このような事件につきましては、警察、検察、それから裁判所が一堂に会しまして流れ作業的に半日で数十件を処理する、こういうふうな執務の形態になっておりまして、必要がございす場合には出張して処理することも可能である、こういうふうな観点から基本的な事件数の指標には入れませんで、個別に検討していくということではないのではないかとということで除外したわけでございます。

○猪熊重二君 なお、いわゆる廃止の基準の相關表を作成するための資料として、管内市町村の人口についても考慮されたようなことを記載してありますけれども、やはり最高数からいただいた資料によれば、廃止予定簡裁のうち昭和二十二年の人口と比較して昭和六十一年の人口がふえたところ、例えば、西尾簡裁三万五千人、近江八幡簡裁二万三千人、神奈川の三崎簡裁二万人、相生簡裁一万四千人、そのほか今市、因島、須賀川各一万八千人人口はふえているんです。例えば、西尾簡裁の場合三万五千人、一つの市に近いぐらゐの人口がふえているんですが、それでも簡裁をなくすというところになると、人口の増減というふうなことをどの程度考慮されたのか、それについても伺いたい。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 法制審の答申にもございしますように、一応相關表における位置というものを基本としながら、地域の諸事情を考慮してやれと、こういう御指摘でございしました。その地域の諸事情の中に、管内人口、その動態というのがございします。私も基準を考えます

際に、何を基準にすべきであるかということも種類いろんな面から検討したわけでございます。人口数というものを一つの基準として考えるのも一つの考え方ではございますが、いろいろ検討しておりますと、人口は事件数の増減を規定するかなり重要なモメントであるとは思われます。例えば、事件数百件を超える庁につきまして見てみますと、やはり人口増の傾向がございしますと事件増の傾向もある。逆に、人口が減りますと事件が減る、こういう傾向がございします。しかしながら、これには例外もございまして、人口はふえていても、事件数はふえない、こういうところもございしましたものですから、人口数を基本的な指標とは考えなかつたわけでございます。

今回の対象庁を確定する作業の過程におきましても、百件を超える庁につきましては人口が増加する傾向があり、かつ、事件数が増加する傾向がございします。ところが、今回統合を見合わせたわけでは、人口は増加しておりますけれども、事件数はそのものは長期的に見ましても、また、最近の動向を見ましても特に増加していないわけでございます。これらの庁につきましては、その人口増が事件増に結びつかない理由は何であらうかというふうなことを考えてみたわけでございますが、いろいろなものがあると思われまします。

例えば、三崎あるいは須賀川、前原等について申しますと、近接の大都市部のベッドタウン的な性格がある。こういうところは産業活動、経済活動というものはそんなに活発じゃございませんので、事件増に結びつかないのではないかと、いうふうな考えられるわけでありまします。そのほかにもいろいろ地域の社会的、経済的な要因によって必ずしも人口増が事件増に結びつかない、こういうものではないかと思っております。

事件数の動向、あるいは人口の増加というものを長期的にも検討しました上で、ただいま御指摘のような庁につきましては今後もある程度の人口増は予想されると思ひますけれども、必ずしも事

件増には結びつかないというふうに考えまして、今回統合対象にしたわけでございます。

○猪熊重二君 簡易裁判所の廃止の問題は、それ自体は今伺ひしたところで一応終わりました。結局簡易裁判所が廃止されるということになる、その簡易裁判所に対応して設置されている区検察庁が廃止されることになるわけですね。審議する法律の名前は裁判所の管轄あるいは統廃合ということですが、国民の立場から見れば、簡易裁判所がなくなること、それに比べて、区検察庁がなくなること、これは、それから後でまた申し上げたいと思ひますけれども、その幾つかに設置されている家庭裁判所の出張所もなくなることに通ずるわけなんです。ですから、簡易裁判所だけがなくなってしまうわけじゃない、区検察庁もなくなってしまう。

そこで法務省にお伺ひしたい。この廃止予定の百一簡易裁判所に対応している区検察庁の昭和五十五年から五十九年度ぐらいの検察庁での捜査事件数とか、あるいは処理内容及び事件数、これを簡単に答えたい。

○政府委員(岡村泰孝君) これは委員の御要求によりまして資料として提出したわけでございますが、個々の申し上げますと全体的に申し上げなければいけませんので非常に時間がかかるのでございしますが、いかがいたしますか。代表的な、例えば大原だけを例にとりまして……

○猪熊重二君 二つ三つ挙げてみて下さい。○政府委員(岡村泰孝君) それでは大原区検でございますが、昭和五十五年から五十九年の間の平均の受理人員がございします。受理人員が千九百十二名、そのうち公判請求が二十八、略式請求が一千三百三十四。不起訴がございしますが起訴猶予が九十八、その他の不起訴が十二という数字になっております。

なお、略式命令の点でございしますが、裁判所の資料では略式命令発付時をとらえておりますが、検察庁の方では請求時をとらえておりますので、若干の数字の違いがあるかと思ひます。

○猪熊重二君 質問が莫然としていて申しわけありません。お答えに困つたかもしれませんが、今おっしゃられた大原区検なら大原区検について伺ひすれば、年間平均千九百十二人の人間がこの区検察庁に呼び出されて取り調べを受けているわけなんです。取り調べを受けている人は大原区検の管内の人間だけに限るわけじゃありませんけれども、原則的にはこの管内の人間がこへ呼び出されて取り調べを受けているわけですね。一度で取り調べが済めば千九百十二人が一回区検に行くだけで済みますけれども、取り調べの成り行きによつてはあまたまた来い、あまたまた来いということになるれば二回三回行く人もいます。難しい事件になれば十回ぐらい呼び出される人もいます。もしね。

そうすると、大原区検に行く人が年間千九百人いる。これが仮に二回行けば四千八百人になる。これだけの人間がこの区検を利用——利用というわけじゃございませんけれども、利用させられているわけですが、ともかくこの区検に出頭しているわけですね。これがなくなつて今度は隣まで引張るわけですね。出向かなきゃならぬということの不便というものは大きなものだろうと思ひます。簡裁がなくなる、区検は全然話に出ていないとしても、国民にとってはえらい大変な問題です。

法務大臣は、こういうふうに区検がなくなつて、国民が今までの区検と違つて隣の町だとかそのもう一つ先の市の区検に行かにならぬということについての住民の便、不便についてどうお考えでしょうか。そして、法務省としては裁判所の統廃合についてどういふふうな御見解だったんでしょうか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(岡村泰孝君) まず、大原の關係でもう少し補足して御説明申し上げますと、公判請求いたしておりますのが二十八名でございまして、これは身柄事件の場合もあるかと思ひますが、関係人あるいは在宅の場合には被疑者、ある程度の者を呼び出して取り調べということにならうかと

思います。残りの大部分を占めますのが略式請求の一千三百三十四名でございますが、これは検察の統計によりますと、全国平均いたしました大体八四〇程度が道交法違反でございます。恐らくこの千三百三十四名の相当部分、一千件を超える程度のもは道交法違反事件でございます。これは先ほど最高裁からも御説明のありましたように、交通切符で三者即日処理という方式で行われているものが多いであろうと思われるわけでありま

す。こういうものににつきましては、被疑者、違反者を一回呼び出して、しかも極めて短時間の間に裁判まで、あるいは場合によっては罰金の納付まで終わるといふような状況にあるわけでございます。その他起訴猶予とか、その他の不起訴の人員も合わせて百名少々ということであるわけでございます。

ところで、こういうふうな簡易裁判所が廃止になりますと、対応する区検察庁も当然に廃止ということになるわけでございますが、法制審議会等におきましては最高裁判所の方からも略式命令に關します資料は御提出になりましたし、またそのうち八十数%が三者即日処理で行われているいわゆる道交法違反事件であること。この三者即日処理方式につきましては、必要に応じまして廃止後も出張処理ということも考えられる。こういうような事情が説明されたわけでございます。

そういふ事情の説明を踏まえまして、簡易裁判所、法務省では区検察庁でございますが、設置後の人口の移動と申しますか都市部への大幅な集中、あるいは事件数の増減、交通機関の発達やそれに伴います住民の生活圏の拡大、こういったいろいろな事情を考慮いたしますれば、簡易裁判所の取扱件数と関係が簡易裁判所に出頭するための所要時間、こういったものを基礎といたしまして、ほかの個別事情も加味しながら小規模独立簡裁の集約を実施することには基本的に賛成であるという意見を申し述べた次第であります。

○国務大臣(遠藤要) 今回の廃止統合の問題に

ついては、さきに趣旨説明でも申し上げ、最高裁のそれれからも既にお話ございましたのでございませうけれども、改めて私から申し上げますと、先生御承知のとおり簡裁が立案されてから四十年を経過しております。その中において、社会の事情も大きく変わつておる。そういうような点で社会の現状にいわば合わせた、こう申し上げたいかと。

一つの例を申し上げますと、交通網やなんかについても、二十二年というところとちよと自分が果会最初の年でございませうが、当時、簡裁、区検のあった地域やなんかはほとんど砂利道であった。それがほとんど整備されて交通の便もすばらしくよくなつておる。そういうふうな点を考えますと、簡裁なり区検の機能をもっと充実強化せしむべきである。

先生御指摘のとおり、先ほど家裁の方が親切だとか、いろいろ相談に乗ってくれるというふうなお話もございましたけれども、やはり簡裁、区検ともに充実強化をして利便を与えるということが効率的ではないか。例えば、大原が千九百人だといふと、これが二回通えば約四千八百人ということになるわけですが、さような点で充実強化していけば人的、物的にも充実してまいります。そういうような点で、三度行くのが二度で済み、二度行くのが一度で済みということになり、時間的にも、距離の問題についても、先生御承知のとおり、その半日も二時間もかかるという地域じゃございせん。そういうような点で私どもとして住民のものろの問題等をにらみ合わせて適切ではないかというふうな点で賛同いたしました。賛同いたしましたから私が提案理由の趣旨説明を申し上げておるということでも御理解をちょうだいしたいと思ひます。

○猪熊重二君 区検の点はそのくらいにしまして、あと家裁の出張所の廃止についてお伺いします。私が最高裁からいただいた資料によれば、家裁の出張所での審判事件の五十五年から五十九年ま

での年間の平均数は、審判事件が九十二件、調停事件が二十件というふうになっております。このほかに、家裁では先ほど申し上げましたように甚だ懇切丁寧に法律相談をやっております。この法律相談の表は先ほどいただいたので、法律相談というか家事相談の表は先ほどいただいたのでよくわかりませうけれども、それにしても年間平均各廃止庁とも百数十件近くあるんじゃないかと思ひます。これだけの方々が家裁の出張所を利用していただけています。今度簡裁がなくなるとこれだけの人もまた違うところの家裁に行かなきゃならぬということになる。この家裁の利用についての不便という点については最高裁としてはどの程度お考えになったんでしようか、簡単に答えください。

○最高裁判所長官代理者(早川義郎君) 今回の法案で、統廃合の予定されております百一庁の簡裁で家庭裁判所出張所の併置されておりますところは三十七庁でございます。三十七庁の平均の事件数というものは先ほど先生おっしゃられましたように審判事件が九十二件、それから調停事件が約二十件、合わせて百一十二件ということになっております。ところが、この九十二件の審判事件のうち九十件は甲類審判事項でございます。御承知のように甲類審判事件の場合には相続放棄の申述の受理であるとかあるいは保護義務者選任、それから子の氏変更であるとか名の変更、こういったものは申立人が提出いたします添付書類であると

か、あるいは裁判所の方から各当事者に照会書を発送する、そういった書面審理ではとん片づく事件でございます。そういう意味では出頭というところを必ずしも要さないわけでございますので、今回の統廃合によりまして多少地理的な不便が生ずるにしましても、こういった事件についてはその影響がない、そういった点がございませう。

それから、調停事件につきましては、家事調停の特殊性と申しましうか、家庭裁判所に出かけましていろいろと調停をやっているということ余り近隣に知られたくないというふうな心理もござ

います。それから、調停委員にしても地元の人ですと知ってて間が悪いとか、かえって少し遠隔地で知らぬ人によつてもらつた方がいい、そういった場合もございませう。

そういう種々の事情もございませうが、何分にも利用者に不便を与える、そういう可能性は否定できません。そういう意味では今後とも統廃合された出張所につきましては出張調停、出張審判、そういったことも地元の要望等を聞きつつ検討していきたい、かように考えております。

○猪熊重二君 いろいろ御努力されて、いろいろな基準を設けて統廃合について合理的な結論を導き出そうというふうな努力されたこと自体はわかるんですけれども、ただどうしても裁判所のお考えとして、事件数が少ないからやめるといふ考え方が非常に強いと思ひます。しかし、私は裁判所というものは、事件数が少なくなつたからなくしちゃつていい、あるいは事件がないからやめちゃつていいという役所じゃないと思ひます。憲法上国民に裁判を受ける権利があるとすれば、その国民の裁判を受ける権利を実現する場というものを設置するのは国家の義務なんです。それを、使う人が少ないから、事件数が少ないからということとでどんどん小さくしていく。それも大蔵省から言われてやむを得ず小さくするんならまた別だけれども、裁判所自身が小さくしようと考えていることはどういふことなんだろう。私としては非常に納得しがたい面があるんです。

要するに、地方切り捨て、言葉はいか悪いか知りませんが、過疎地切り捨て僻地切り捨てということになったら、国民の裁判を受ける権利は実質が伴わなくなつていく。裁判所は、事件が一つもなくても、裁判所があるというだけで国民の納得、安心というものはあります。ただで国民の警察と比較するのはまずいですが、この町には泥棒が一人もいないから警察をやめちまおうとか、この村には盗人が一人もいない、事故も何もないから警察も駐在所をやめちまおうというわけにはいかぬ。それは国家の必要があるから

なんです。国民の必要がある裁判所が、人数が少なから減らしちまおう、なくしちまおうという発想は、非常に現在の憲法の精神と矛盾するように私は思ふんです。

いずれにせよ、そうかといつて裁判制度全体をいかに効率的に有効に、都市住民の便宜のためにもう少しこういふふうにいじらなきゃならぬ、ああいうふうにいじらなきゃならぬといふことで今回の改正案というものが出てきた。その理由もわかりました。今後とも、やめる方をやめて、残った方をいかに国民のために奉仕するような方向でやっていたらいい。そのように要望して、なお、この法案ができた後の問題について二、三お伺いしたいんですけれども、時間が中途半端になりますので、これは次回に。

要するに、廃止した後の土地建物の問題だとか、廃止してしまつたところに対するその後の手だてをどうするかとか、その点についてはまた次の委員会でお伺いしたいと思います。

以上、どうもありがとうございました。

○橋本教君 私、まず法案に即して質問をしたいと思います。

簡易裁判所の理念が改めて見直され、かつ、論ぜられなければならぬということを痛感するわけですが、四十年前に新しい憲法のもとで簡易裁判所が発足いたしました。その理念が本当に生かされてきたかどうかということが一つは問題であります。もう一つは、生かされるように司法行政を本当にやってきたかどうかということも問題であると思ひます。

まず第一の、理念について言えば、最高裁判所も簡易裁判所を発足せしめたときの持っていた理念は理念として今も変わりなく同じような理念であるべきだと思ふんですが、まずその点はいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 簡易裁判所が発足当時の理念と申しますか、性格と申しますか、期待されていた機能と申しますか、そういう

ようなものは発足当初も今日も変わっていないといふふうな考えでおります。

○橋本教君 例へば、第九十二回帝國議會、ここで簡易裁判所問題が審議されたわけでありまして、その衆議院本會議における当時の木村篤太郎司法大臣の政府提案理由説明、その一節にこうあります。

簡易裁判所は、軽微な民事、刑事の事件を扱い、全国数百箇所にこれを設け、簡易な手続によつて、争議の実情に即した裁判をするよう工夫いたしておるのであります。司法の民衆化に貢献するところ少なからざるものがあるものと期待いたしておるのであります。

つまり、司法の民衆化、地域住民に密着した国民の裁判を受ける権利あるいは紛争を解決する、そういう利益に奉仕する、このことははっきりとわれているわけですね。

さらにまた、衆議院の法務委員会における岡村司法大臣の説明を重ねて読んでみますと、

簡易裁判所、これは直接民衆に接触する第一線に立つていく裁判所でありまして。本法の実施後には、五、六百の簡易裁判所ができるのでありますが、裁判の民主化がほんとうに実現できるかできないかというところは、この運用いかんによつておもうのであります。これらの判事になる人によろしきを得まして、そしてこの制度の完璧を期したいと考えておる次第であります。

こうおっしゃつておられる。つまり、この簡易裁判所が本当に理念どおり機能し、そしてまた、そのように進められていくということが裁判の民主化が本当に実現できるかどうかにかかっている大事な課題だといふことを当時大臣も言明しているわけでありまして。

最高裁は、こうした簡裁の理念そのものは今も変わっていないんだという御認識でございますが、法務大臣も同じような御見解かどうか、まず伺わしていただきたいのであります。

○國務大臣(遠藤要君) 全くそのとおりでございます。

○橋本教君 そこで、これを本当に生かさなくちゃならぬといふことでありますが、地域住民に密着してその利益に奉仕する、こうなりますと、全国で数がたくさんあつて、管轄区域も適正な決め方は必要だけれども、過大にならないように定めて、数が多ければ多いほど地域住民が利用しやすいといふことはもう言うまでもない。その当時、全国で五百七十五庁が開設されるという、裁判所に比べて大変な数を開設したといふそのことは、地域に密着した、実情に合った地域住民への奉仕という観点からしても賞められたはずだといふことがわかるわけですね。だから、こういう簡裁の適正配置といふことは、その簡裁における事務の効率化や、あるいは職員の整理統合や、あるいは一面で言えば経費だ。こういふことを重点に考えるのではなくて、むしろその簡裁を充実して維持していく。そして、ますます利用しやすいように簡裁の職員の配置もふやし、そしてまた機能するようにしていくといふことが基本でなくちゃならないんだといふふうに一つは思ふわけです。

そこで、結論的に言えば、今全国で独立簡裁といふのが幾らあつて、今度の法案によつて幾らに減らされるか、まず結論だけ伺いたいと思ふのですが、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 現在、全国に独立簡裁が二百六十二ございます。今回の法案が可決、成立されましたら百三十七が減るわけでございます。新設が二ございまして。廃止が百三十九でございます。差し引きいたしますと百三十七が減る、こういうことでございます。

○橋本教君 つまり、四つや五つや十が減るんじゃないんです。独立簡裁のうち百三十七がほとんど減つていくわけですから、これはもう大変な廃止なんです。適正配置よりも廃止なんです。だから、それが本当に、先ほど大臣も局長もお認めになった簡裁の理念を実際に生かすことになるのかどうか、ここが問われている法案だと思ふんですね。結論的に見て、簡裁は十分に育てられてきたか、今度思い切つてそれだけ激減するわけ

です。ですから、これは簡裁の理念そのものが危うくなる危険を持つといふ重大な事態だと、私はこう言わざるを得ないと思ふわけでありまして。

そこで、最高裁にお伺いしますけれども、法制審にかけて、その答申を得てとこういふことでありますが、基本的には最高裁の考え方が貫かれていくわけ、廃止の基準として、刑訴、民訴、調停も含めて年間百二十件以下のところ、そして統合庁への距離が、移動時間が大体一時間で行けるところ、これを基本的なガイドラインにして減らしていく、こういうことが基本になっていきますね。これは間違いないでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 御質問にお答えいたします前に、先ほど独立簡裁二百六十二と申しましたが、事務移転庁二十一がなお法律上存在してございまして、独立簡裁は総計二百八十三でございます。

ただいまの御質問でございますが、法制審議会で御審議いただきます前に、三者協議会で御議論をいただいたわけでございます。全国的な問題でございますので、やはり何らかの基準を設けて考えていかなければならないであらう。そのときに基準として考えるべきものは、簡易裁判所の利用度を示すものと、統合された場合に住民に御不便を与えるわけでございますから、それを示すものとして隣接の統合庁へ参ります所要時間、アクセスのための時間というものを尺度にして考えていたらいふではないだろうか。そういうふうにいたしまして、この法律案関係資料にもございまして、相関表というものをつくつたわけでございます。そこへ全国の独立簡易裁判所をばらまいてみたわけでございます。

その中で、一体どういふふうな基準で考えればいいかといふことで種々検討してみたわけですが、そういったしますと、例へば、人口が減少傾向にあり、事件数も減少傾向にある庁、あるいは裁判官が非常駐でありまして住民の方々に御不便をおかけしている庁、あるいは二人庁、三人庁という職員の少ない庁、こういうものが固まつております

けです。これは簡裁の理念そのものが危うくなる危険を持つといふ重大な事態だと、私はこう言わざるを得ないと思ふわけでありまして。

ところが大体百二十件以下のところへ固まるような形になってくる。百二十件と申しますと、簡易裁判所の裁判官一人当たりの負担量からいいますと三分の一ぐらいでございます。そういうしますと、百二十件以下の庁につきましては隣接庁まで大体一時間ぐらいの範囲を統合検討の対象にする。事件数が半減いたしまして六十件になりますと利用度合いがさらに低くなっているわけでございますから、多少とも足を伸ばしていただくというところで御納得いただけるのではないかと、いうことで六十件につきましては二時間。こういうような線を引いてみたわけでございます。

これにつきましては、すべての枠内にあるものを統合の対象とするわけじゃございませんで、あわせて弁護士会の御意見等も加味しまして、地域の諸事情を十分考慮して、この中から統合対象庁を確定していく、こういうふうな考え方で私どもの基準案もお示しいたしましたし、三者協議会では日弁連の方も意見はないということで、特に御異論は述べられなかったわけですが、法制審議会でも同じように御説明申し上げまして、御賛同いただいたわけでございます。

○橋本敦君 最高裁の説明はそういうことだということとは資料を見てもよくわかっておったんですが、私が局長に聞きたいのは、ある国民は裁判所へのアクセス一時間辛抱しない、同じように裁判所へ調停の申し立てをするんだけれども、二時間の不便は辛抱しない。国民にとっては、その二時間の差別は合理的理由がありませんよと、私はこう言っているんですよ。この私の考えは間違っていますか。なぜ私は二時間辛抱させられるのか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) それは、やはりいろいろなお考え方があろうかと思えます。橋本委員御指摘のように、そのような考え方が間違っているんだというふうにあるいはおっしゃられるかもしれませんが、しかし、こういう問題につきましては、裁判所といたしましては、全国

に簡易裁判所をそれぞれ設置して運営していかなければならないわけでございますから、利用度が非常に低い地域、そこでは事件数も非常に少ないわけでございますから、そういうところでは多少の御不便をのんでいただくというのも全国的なコンセンサスを得るためには必要なことではないかというふうに私は考えているわけでございます。

○橋本敦君 裁判所を減らさなければ受忍なくいいわけですからね。だから、裁判所が当初の理念どおり本当に全国民に密着して奉仕する建前を貫くなら、多少事件数が少なくても存置しておくというところによって国民の不公平は生ぜず済むわけですね。

それからもう一つですが、大体百二十件、刑訴、民訴、調停でおとりになったが、その他督促事件や家裁出張所が併設されておればもっとふえるわけですが、一応それを除外した問題はもう議論されていきますから私もあえてここで繰り返しません。が、民訴、刑訴、調停の三事件をとるとして、統廃合の一応の判断基準を百二十までは統廃合の対象にするということですが、それはやめて、例えば百あるいは八十、そういう線にすることだとして線の引き方は考えられる。百二十でなきゃならぬのは一体どこから来るんでしょうか。百二十五とか百三十は残される、しかし、百二十以下は適正配置という名の統廃合の対象になる。このところの決め方に何か合理的理由があるんだろうか、これはどうですか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 先ほども申しましたように、統合を検討する対象の枠といたしましては、百二十件のところに実は問題がある庁が存在しておりますからそこに線を引いたわけでございます。しかし、管内人口であるとかその動態、事件数の動向、家裁出張の件数、あるいは管内の全般の交通事情という地域の諸事情を十分勘案した上で統合庁を決めなさいと、こういう答申の御趣旨でございました。

その後、私もそれぞれ地元の自治体なりあるいは地元の弁護士会、司法書士会等関係機関と十分意見の交換をいたしました。現在統合庁とされておりますのは実は百件以下のところでございます。それから、時間数にいたしましても事件数が二十件以下のところは二時間近くまでかかるところまで入っております。例えば、二十一件以上のところでは七十六分から百二十分のところの枠内にある庁は統合庁とはされていないわけで、除外したわけでございます。そういうふうに一応の大枠は決めておりますけれども、その中で、それぞれ人口の動態であるとか、事件数の動向であるとか、地域の全般の交通事情であるとか、いろいろな点を総合勘案いたしましたので、この枠の中には百四十九ございましてけれども、百一に絞り込んだわけでございます。

○橋本敦君 だから、その絞り方はもっとも絞りと絞りで、百以下を残したとおっしゃるが、適正配置、統合廃止の対象になるのを年間平均八十以下という絞り方だとしてできるというんです。それをここに絞ったというのには、おっしゃるように百一に絞ったというけれども、考え方として簡裁は独立簡裁を中心に大幅に適正配置という名で減らしますよという、減らすという基本方針、つまり、初めに簡裁の大幅な廃止ありきという、そのところからきている、そういう問題がこの問題の根底にあるのではないかと指摘を私はしたい、こういう意味なんですよ。何とかして残そうというんじやなくて、初めに大幅に減らしますよと、その減らすガイドラインをつくって、その中でおっしゃる通りに差し引き残っていくものも出てきたということなんであって、私が言うのは、そういうふうには大幅に減らしますよという、そういう方針が出てきたのは、これはかつての臨時意見書あるいは政治全体の中でのいわゆる臨調、行革路線、これとも見合ったそういう意味の合理化ということと即応しているのではないかと、思いますが、どうお考えですか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 実は、この簡易裁判所の再配置の問題は近年起こった問題で

はございませんで、これはもう橋本委員先刻御承知のことだろうと思えますが、発足後はほとんど簡易裁判所が多過ぎるんじゃないか、もう一度見直して配置を考えるべきではないかという議論が既に二十年代に起こったわけでございます。

○橋本敦君 逆の意見もあったでしょう。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 逆の意見ももちろん承知いたしております。二十九年にはたしか大阪の近畿弁護士会連合会におかれまして簡易裁判所、区検の整理統合の意見を出されております。三十年代に入りましては弁護士会の各ブロック弁護士会連合会におかれまして、簡易裁判所の整理統合をなすべしと、日弁連におかれまして三十六年九月に簡裁、区検の整理統合に関する小委員会を設置されました。数年検討が続けられて、三十九年三月には百三十三の簡易裁判所について整理統合をなすべしということで法務大臣、最高裁判所長官に上申書を出されたわけでございます。その当時、御指摘の臨時司法制度調査会がございまして、三十九年七月に発表されました意見書では、簡易裁判所の整理統合を検討すること、こういうふうな御指摘もあったわけでございます。

その三十年代から四十年代にかけては、政府におかれまして、最高裁判所におきまして、簡易裁判所の再配置問題については内部的に検討作業を進めてきたわけでございます。ところが、四十年代になりましていろいろ動きがございまして、なかなか法案提出までに至らないでございました。日弁連におかれましては、昭和五十八年ごろからの段階で三者協議会にそろそろ議論していただきたいと思つていらっしゃるんだけれどもというふうに申し上げまして、ようやく五十九年一月から三者協議会で議論していただくようになった、こういう経過がございまして、

したがって、私も私どもといたしましては三十年代から抱えておりました問題でございまして、必ずしも臨調、行革という形で考えてきた問題ではないということをもひとつ御理解賜りたいと思

ます。
○橋本教君 長い経過はありますが、むしろ簡裁の充実強化という議論が議論としてありながら、そのところが十分手をつけられないできたという片手落ちがあるということも、今のよう議論をなさるならやっぱり指摘せざるを得ない。

先ほども、猪熊委員からも指摘されたが、未開設庁が八庁もあり、それから十分の予算手当て、土地取得、建物取得ということで予算化しないまま事務移転等で十三ないし十四庁が廃止されていくということと進んでくる。そして裁判官不在庁も現在かなりありますが、それへの手当ても十分なされていないということで、機能的に十分機能しないまま来た側面があつて、そのところの手当てなしに、今局長が言われたような議論だけが先行するというのはこれは問題だということに指摘したいわけでありませう。

一般的な議論はさらにもたない限りありますけれども、具体的に問題を抱えている裁判所もたくさんあるわけでありまして、幾つかの裁判所の例を指摘したいんですが、例えば、私はついこの間岡山の前市の簡裁の調査に行つてまいりました。そこで一定の資料もいただいてまいりました。それによりますと、前市の簡裁では五十五年から五十九年まで五カ年平均で事件数は合計七十六という平均値が出ております。しかし、昭和六十年、昭和六十一年、この実数をとつてみますと、昭和六十一年が九十一、昭和六十一年が八十一ですから、平均五カ年の少ない部分をとつて年間七十六件だという指摘は現在の実情に合うかどうか、これは問題がある、まずこう思いますが、どう認識されておられますか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 事件数につきましては、五年平均は御指摘のとおりでございます。その後五十九年、六十年と事物管轄改正の影響もございまして、一時的に平均値を上回る数値を示しております。しかし、六十年には八十一件というふうに減つておりますし、今年上半期の動向を見ましても、八十件に達するか達しないか

というふうな状況があるわけでございます。人口動態を反映しておりますので、長期的に時系列的に事件数を見てまいりますと減少の傾向にございまして、今後、大幅に事件の増加を予測することはできないであろうというふうに考えております。

○橋本教君 そこで局長、これに関連してですが、簡裁の事物管轄が訴額三十万から九十万にふえた、当然事件数がふえますね。今度統廃合、適正配置で廃止をして、これから将来、簡裁の事物管轄を今の九十万から例えば百二十万、百三十万に上げるようなことをしますと、簡裁をなくしておいて事物管轄だけ上げて、少なくなつた裁判所で事件を集約する、これはおかしなわけですね。だから、このような統廃合をなさるとすれば、今後事物管轄の拡張、これをやらなければならないことを本当に言明されるかどうか聞いておきたいんです。どうですか。これは大変難しいけれども、国民から見れば聞きたいところで。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 事物管轄につきましては、簡裁裁判所が第一審訴訟事件を地方裁判所と訴額によりまして分担する、こういう性格を持つておられるわけでございます。これまで数々にわたりまして事物管轄の改定をお願いしてきてまいつたわけでございますが、これは、いづれも経済事情の変動に伴ひましてお願いしてきたわけでございます。現在、幸い経済事情は安定しております。消費物価指数もほとんど変化がないわけでございます。この状況が当面続きますが、事物管轄改定の必要はないだろうと思ひますが、将来また、非常に消費物価指数等が上がつてまいりました、経済事情が変動いたしましたればそれに相応して事物管轄の改定をお願いしなければならぬ、かように考えております。

○橋本教君 そう言うだろうと思ふんです。だから、経済事情がどう変動しようとも、地域に密着して利用できる裁判所を置いておいてやらなきゃいかぬですね。将来、経済事情が変動して、事物管轄が変わつたから事件はふえているとおつ

しゃつたんですが、もつとふえればもつとふえるんですから、そういうことも考えますとみだりに廃止をしちゃならぬということが一つあるんです。

それから、岡山の前市で、具体的に調べますと、家庭裁判所の出張所がございまして。したがつて、この家庭裁判所の出張所の事件を見ますと、五十五年―五十九年、五カ年平均で百三十三になっております。そして六十年が百五十九とふえております。こういうことで家庭裁判所の出張事件というのはかなりの数ですから、これを合算しますと二百ぐらいになるんです。年間二百ぐらいに。ですから、家庭裁判所の出張所があるところは出張所の事件も、これは住民の利用事件です。それから利用度数が高いわけですから、これは入れば考慮する必要があると私は思ふんですが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 家庭裁判所の出張所の件数につきましては……

○橋本教君 結論だけいいです、これを入れて考慮する必要がある。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 実は、独立簡裁のすべてに家庭裁判所が併設されておりますと、カウントしてしまふべきであらうという御指摘はまことにございまして、これは、いづれも独立簡裁二百六十二現在動いております中出張所が設けられておりますのは、全部じゃございませんで九十六件でございます。そういうものでございまして、それを併設されているところだけカウントいたしますと、全国的に見ますと、いささかアンバランスが出てまいります。したがいましめて、家庭裁判所の出張件数というものは、いわゆる地域の諸事情の中で考慮してしまふべきではないかということで、答申にもそのようにうたわれておるわけでございます。

○橋本教君 そこで、具体的に備前市の諸事情として検討する。おっしゃつたように、答申の中でも、家庭裁判所出張所の事件数は具体的な状況の一つとして検討するように言つていますから、備

前市でこれを検討するということになれば、これはかなりの数だということが明らかになる。

そこで、今度は備前の簡裁の場合、統合庁への移動時間を考えてみましょう。これは一時間というガイドラインのところですね。そして、裁判所からいいただきました備前市の自動車による所要時間を見ますと、備前市から統合される岡山簡裁、岡山市内の簡裁まで四十分と書いてあるんです。私、岡山駅でございまして、車に乗りまして備前市の簡裁まで行くのに六十分かかっているんです。地裁の事務局長も私に事情説明に来てくださいましたので、事務局長、四十分で来られましたかと言つと、頭をひねられました。いや、やつぱり五十分ちよつとかかりましたと、こう言うんです。そうなんです。これ四十分で走つたら、それこそ簡裁へ行つて罰金を払わなければいかぬということになりかねぬのです。

そういうわけで、今度は和気郡の日生という、これは岡山の東の端ですが、ここから岡山簡裁まで自動車で五十七分と書いてありますが、地場の人に聞いてみますと、いや、それはとてもじゃありません、九十分ぐらいかかりますよ。もう三石に近い方ですからね。今度は吉永町、これは六十二分と書いてありますが、これも八十分。もう三石なんかですと九十分かかる。こういうわけですから、この備前市の場合、あなたたちがおっしゃる基準からいっても廃止することはできないはずの状況だと言わなくちゃならぬと思ふんです。しかも、関係住民の皆さんは、備前市長を初めとして皆さん方は、本当にこの簡裁を残してほしいというところで要望を出されておりました。これは六十年四月ですが、備前市長、市議会議長、日生町長、日生町議会議長、吉永町長、議長、佐伯町もそう、和気町もそう、こうなつております。これは最高裁あてに送られておりますから御存じと思ふんです。

この実情を聞いてみますと、この東備地域というのは、東備地方振興局が置かれ、備前警察、東備環境保健所、それから職業安定所その他独立し

た官庁を集めた地域になっておりまして、備前市というのは備前市の中心でもありますが、地場産業だけではなくて東備地区の中心都市として機能しているわけですね。ですから、ここでは振興計画を町全体が地域でつくって努力しているところなんです。しかも、簡内裁判所の存置というのは、老人が多くてじん肺患者が多いため、遠くへこういうお年寄りが行くというのは大変だからぜひここに置いてほしい、そういう切実な要望が出されていることが、備前市の助役にもお会いしましたし、関係者から聞いて非常によくわかりました。これは、備前の簡裁がなくなり、美作の簡裁がなくなり津山に統合される、こうなりますと、岡山県の東の部分はまさに司法空白地帯になりかねぬ、こういうことになるんですね。

だから、この法制審の答申の中でも、地域の開発計画その他簡裁の存置の必要性に影響すると思われる事項はよく考慮せよということをおっしゃいますし、今言った自動車によるアクセスの問題での時間、この問題にも慎重を期せよと申しておられますし、家庭裁判所の出張所の併設の場合はその事件数も考えろと、こう言っておられますから、岡山県の備前市の場合は、地域の皆さんの、市長を初め皆さんの切実な要望にこたえて、今度の法案の一般的基準から見てもこれは残すべきところであろうと、私はこう思っています。質問しておられますが、御検討をいただいた結果、いろいろあると思うんですが、どうお考えですか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) たいだいま種御指摘の点は、私どもも十分踏まえましていろいろ多角的に検討したわけでございます。

人口につきましては、設立以来一貫して減少の傾向にございます。子細に見ますと、岡山市寄りの和気、吉永両町につきましては、近年開発が進んでおりまして人口もやや増加傾向が見られますが、全般的にはやはり人口の減少の傾向があるようでございます。

事件数は、先ほども申しましたように、このような人口動態を反映して長期的に見ますと減少の

傾向にございます。先ほどの御指摘の家裁出張所の件数でございますが、家裁出張所の件数の中には、御存じのとおり、甲類審判も含まれております。当事者が出頭を要する乙類審判、調停に限って見ますと、これが五カ年平均は三十件というところになっております。これは同じ枠内ではございませんが、同じ時間的距離の中にございます例えれば、今回統合を見送っております中津川あるいは岡山の玉野、さらには宮崎の西郷、こういうところと比較してみますと、玉野は乙類、調停を合わせまして四十六件でございますし、中津川は乙類、調停を合わせて八十五件でございます。この乙類と調停を合わせた備前の傾向、例えば六十年で見ますと、今度は逆に二十一件というふうになりました減ってきているわけでございます。そういう点からいたしますと、どうも長期的に見ます限り余り事件は伸びないのではないか、こう考えざるを得ないわけでございます。

それから、先ほど御指摘の所要時間でございますが、私どもは公共交通機関、これによって所要時間を考えているわけでございます。国道が渋滞したりいたしまして、車によって参ります場合には多少時間がかかるかも知れませんが、公共交通機関による限りは、岡山の場合でございますと著しく改善されております。備前から岡山までの所要時間と申しますのは実質乗車時間はおおむね四十ないし五十五分、便数も一日に十九便というふうになっております。そういうふうな点からいふと、二十二年当時と比較しますと非常に交通の便はよくなっている。これはやはり重く見なければならぬと思えます。

先ほどの、地元の御意向等につきましても十分お伺いしたわけでございます。地域の開発計画につきましても、詳しい資料をいただいております。十分検討いたしました。その結果も十分踏まえまして上で、将来、事件がそんなに多く伸びるとは考えられないという観点から今回統合ということに決めたさせていただきます。備前その他の地元の御意向につきましても、十分承知の

たしております。私どもの方からも十分御説明申し上げまして、結果的には、できれば存続してもらいたいけれども、統合されるということであればやむを得ないというふうに御理解いただいているものというふうに考えております。

○橋本教君 それは局長、残してほしければやむを得ぬというのは、理解じゃなくてやっぱり残してほしいんですよ。それはもう間違いないんですよ。

列車で行かれて五十何分、こういうことですが、備前の駅に住民は住んでいないんでね。備前の駅まで乗るために行かなきゃならないんですよ。備前の駅から乗って五十何分かかって岡山に着いて、岡山駅から裁判所へ歩かなきゃならないんですよ。局長は岡山にいらっしやうたから皆よく御存じですよ。公共交通機関を使っても六十分を超えるところはいっぱい出てくるんですよ。

もう一つ、私がこゝへ調査に行つて問題だらうと思つたのは、相談件数をリストアップしてないんですよ。年間に簡裁で相談件数はどのくらいありましたか、職員の皆さんがこの法律相談に乗ってあげるのどのくらいありましたか、ということ、これは統計をとっていないんですよ。全国的にそうですか。それは問題じゃないですか。いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 簡裁における相談と申しますのは、先ほども猪熊委員から御質問のございましたように、いろいろな形の相談がございました。私どももいたしましては、その手続指示の相談をしているわけでございます。これはいざ事件の受け付けの一貫としてやっていられるのでございますから、特に相談だけを取り上げてカウントすることはいたしておりません。

○橋本教君 それも簡裁の機能としては、身近に相談に乗ってあげるというふうな地域では、残念ながら弁護士もいないところいっぱいありますから、本当地域では簡裁の職員の皆さんは法律の権威者なんですよ。よく相談相手なんです。その相談がカウントされていないというのがこれは私

問題だと思ひますね。

そこで、この備前の問題に限らず、その他裁判所で指摘したいところは幾つもあります。例えば、島根県は東西広いところでございまして、大田裁判所の簡裁の廃止の問題、今度は山奥の場合でございます。私も足を運びましたが、大分の山奥に入りまして、もう宮崎県との国境に近い矢部というところがございます。この問題が、次の機会に譲らしていただきまして、岡山の問題については重ねて御検討をさせていただくように切に希望いたしておいて、法案に則してはきょうはこれで終わっておきます。

一般の方に入らしていただきます。まず、警察庁にお伺いしたいのでありますが、新聞にも既に報道されておりますけれども、去る八月十二日午前十時ごろ、現場は奈良県の吉野郡十津川村杉清の出谷郷という谷でございますが、ここで米軍EAB6Bグラマン、この飛行機が超低空飛行で航法訓練をやつておるといふことで、木材切り出し用のワイヤーロープを切断するといふ事故が起こつたわけでありまして。

現場は、紀伊半島のほぼ中央、まあ言つてみれば杉、ヒノキの秘境とも言つていいようなところで、高野山を越えてまだはるか南へ下らなくちゃなりませんが、千メートル級の尾根が連なっております。V字型の深さ五百メートルぐらゐの深い谷があります。これが大台ヶ原山の南の方へずつと突き抜けるというふうな状況のところなので、通常は人もよく入らない秘境だと言われておりますが、こういうところに米軍機が訓練に入りましてワイヤーを切断したという事故が起こりました。墜落とかあるいはワイヤーが切れて山林労働者が死亡するとかといった悲惨な惨事にならなかつたということではもう本当に胸をなでるすような危険性があるわけでありまして。

このことで奈良県警は現在捜査中だというように報道されておりますが、具体的な事実、どうい

う捜査状況であるか、お話をいただきたいと思ひます。

○説明員(兼元俊徳君) お答えします。

事故の概要でございますが、橋本委員たたいまおっしゃいましたように、八月の十二日の午前十時十五分ごろ、アメリカ海軍の空母ミッドウェー所属の艦載機EAG6Bブラウラーという飛行機でございまして、奈良県の吉野郡十津川村の山岳地帯を飛行中に、伐採をした木材運搬用のテール線に接触してこれを切断したものでございます。

奈良県警の方では、現在までのところ事案の調査、事案の内容を正確に把握するため、目撃者等からの事情聴取、現場の検分、関係機関、特に米軍に対する照会等の所要の調査を行っているところでございます。

○橋本教君 米軍に対する照会は、外務省を通じてですか。

○説明員(兼元俊徳君) これは、直接奈良県警から米軍の方に行っております。

○橋本教君 回答はもう来しましたですか。

○説明員(兼元俊徳君) まだ回答には接しておりません。

○橋本教君 外務省に伺いますが、外務省もこの事件については情報収集ないし調査をなさっていると思ひますが、いかがですか。

○説明員(岡本行夫君) 私どもも今回の事件を深刻に受けとめまして、米軍に照会中でございます。

事実関係といたしましては、ただいま警察庁の方から御答弁がありましたようなことと理解しております。

米軍の調査はまだ継続中でございます。米軍は事故調査委員会を設置いたしまして、ただいまその原因等について鋭意調査中と理解しております。また、米軍としては、当面、その調査結果が出るまでは事故発生地域において同じような低空飛行は行わないということを言明しております。

○橋本教君 引き続き外務省に伺いますが、これは何の目的の訓練をやっておったんですか。それは何の目的の訓練をやっておったんですか。そ

れからパイロットは一人なのか、二人なのか、その氏名をアメリカは言うてきましたか、どうですか。

○説明員(岡本行夫君) パイロットは四名であつたと承知しております。氏名等は私どもは把握しておりません。

この訓練は航法訓練と申しまして、ある地点から他の地点まで地図などに基づきまして低空で飛行いたしまして、パイロットの飛行の練度の向上を図る訓練であると承知しております。

○橋本教君 こういう訓練は、紀州の山奥以外に日本のどこかの山でやっておるんですか。外務省は知っておりますか。

○説明員(岡本行夫君) 御承知のとおり、米軍は、安全保障条約の第六条に基づきまして我が国の安全そして極東の平和と安全に寄与する目的で我が国に駐留が認められております。そして、その目的を全うするために必要な軍隊の通常の属性にかかわるような訓練というのは日本国で行われることが当然の前提とされておまして、私ども米軍の訓練の実態については詳細を承知してはおりませんが、米軍としては地位協定に別段の定めがあるほかは私どもに通報の義務もないわけでございます。まして、日本の他の地域で行われている可能性は、もちろんあるわけでございます。

○橋本教君 大変なことをお認めになりましたね。和歌山の南の方でも一年前から同じような超低空爆音を聞いているという話もある。今のようなお話だったら、何のためにわざわざ日米地位協定に基づく合同委員会が訓練空域をきちんと決めておくのか。決めておかぬでもどこだってできるとなったこれは大変ですよ。そこで、その問題は後で議論します。

運輸省に聞きますが、この飛行機はあの十津川の谷の奥を飛ぶというふうなフライトプランは出しておったんですか、どうですか、管制の関係で。

○説明員(増子榮規君) お答えします。当該機の飛行計画につきましては、出発空港で

ございます海上自衛隊の厚木基地に出されておまして、私も運輸省としてもその内容は承知しております。ただし、その飛行計画の内容につきましては、米軍の運用にかかわる事項でございまして、明らかなことは差し控えてさせていただきますと思ひます。

○橋本教君 そうすると、その飛行計画の中に、厚木を出発して岩国に行き、岩国から厚木へ帰るという航路だったらしいんですが、その途中でこういう和歌山の山の中で訓練をやるという飛行計画、フライトプランが出ていたということになれば、こういう訓練があることを運輸省も承知をしておったということになりますか。そうですね。

言わないけれども知っておったわけでしょう。この十津川の奥でこういうことをやることは知っておったんですね。

○説明員(増子榮規君) ただ、当該地域におけるこのような低空飛行の場合は、管制の指示を必要としない飛行の方式をとっていたということで承知しております。

○橋本教君 ちょっと意味がわからなかったんだけれども、こういう超低空飛行をやるときは管制官の管制指示に、つまりIFRに従わなくて、あなたのおっしゃるVFRの方式で、管制官の指示とは別に自分の責任で飛行をするということだからということですね。こういうような航法訓練をあの場所ですと、こういう計画であったことは知っていると、こういう意味ですか。どういう意味ですか、今の答弁。

○説明員(増子榮規君) お答えします。具体的な場所、VFR飛行中における具体的な経路は、具体的にはわかっておりません。

○橋本教君 わかっておらなければ、米軍機は日本の空の上、超低空をいつ、どこでやるかとも、外務省の答弁だったら、それはできるんだということになったら、ニアミスどころか危なくしてしまふじゃないですか。何のためにフライトプランを出させるんですか。こんなことがはつきりできないようでは、まさに日本の空は米軍勝手

気まま、米軍優先ということになりますよ。とんでもない話になります。

今度の場合、あの事故について、運輸省はそのフライトプランの関係で知っておったのかどうか。もう一回ははっきり言ってください。知らなかったんですか。知らなかったら知らなかったでいいです。

○説明員(増子榮規君) 先ほどお答えいたしましたように、飛行計画書は知っております。

○橋本教君 だから、その飛行計画書の中にあの十津川航法訓練が入っておったのかと、こう聞いている。そうすると、後がちょっと答弁あいまいになったからもう一遍確認するんですが、入っておったんですね。

○説明員(増子榮規君) 先ほどお答えいたしましたように、再度申し上げますが、この飛行計画の内容につきましては米軍の運用にかかわる事項でございまして、明らかなことは差し控えてさせていただきますと思ひます。

○橋本教君 アメリカの軍用機のこととあなた言ったって、飛んで事故を起こしたわけですから、何でそれが言えぬのですか。それほどアメリカの飛行機を飛ばうんですか、おかしいですよ。これは日本の国ですよ。あの十津川村は日本の領土ですよ、日本の空ですよ。そして、こういう日本領土の空を超低空で飛ぶということなら、普通は航空法の規定によって、皆さんも御存じのように、最低安全高度の指定があり、乱暴な操縦飛行は禁止されておるといふ第六章の八十一條その他の規定がありますから普通は航空法で禁止されていますね。だから、そんなことは起こるはずがないわけです、日本の空で。

ところが、アメリカの軍用機については、地位協定に基づいて、そして地位協定に基づく特例法によって航空法の適用が除外されていますからこういう得手勝手な飛行がやられる。飛行がやられたらフライトプランはどうなっているかと言つたら、それは言わないことになっている、国民に知らせない。こんな勝手なことでは日本の空を縦断さ

れるのを許せますか。
外務省に伺いますが、米軍は、日本の空を地位協定で特別の合意で定める以外はどこでも使っていて、どんな訓練でもできるんですか、はっきり答弁してください。

○説明員(岡本行夫君) 安保条約及び地位協定は、一々訓練、演習といったものの態様を定義して規定している格好にはなっておりません。したがって、地位協定に基づいて提供してあります施設区域で当然にすることが予想されるような演習、訓練、例えば、実弾の射撃といったようなものは当然公共の安全との衝突がございしますから、その施設区域内に限られるべきものでございします。他方、今般の航法訓練といった上空を飛行する行為、これは軍隊の訓練であるという名前をかせられるからといって、つまり、米軍機であるからといって差別的に制限されるべき理由はないというのが私どもの立場でございします。

もちろん、先生御指摘のように、米軍は地位協定の定めに基づきまして航空法の一部の適用を除外されておりますが、我が国の公共の安全に十分な注意を払ってそのような訓練、行為を行うべきは当然でございまして、今回の飛行の具体的な形態につきましては、先ほど申し上げましたようにただいま調査中でございしますので申し上げますが、一般的には米軍は我が国の航空法で定められている最低高度を十分尊重して飛んでいるものと説明を受けております。

○橋本教君 具体的に、この谷で起こったワイヤロープ事件、高度何ぼだったというんですか。そして航空法で定める最低安全高度、これを守っているかと本当に言えるんですか。あなた、確信持って言えるんですか。

○説明員(岡本行夫君) 繰り返しになりまして恐縮でございますが、今回の事件についてはただいま調査が進行中でございしますので、具体的な高度についてはお答えすることは適当でないと存じます。

先ほど申し上げましたのは、あくまでも一般的な

な意味で米軍は通常最低高度を守って飛行している、こういう説明を受けておられることとございします。

○橋本教君 だから、そんな一般論じゃここでは通用しないんです。現にあの谷へ私行つてきたんですよ。あのメインロープ、下をいかくぐつて補助ロープを突き破っているんです。メインロープまで高さ二百メートルほどしかない。まさに安全高度どころの騒ぎじゃなくて、もうそれだけの超高度、しかも、粗暴な操縦だということですから、航空法の適用があれば当然それで違反という状況をつくり出している。しかも、先ほどあなたに言いました、米軍は地位協定第五条の二項に基づきまして、米軍の使用を許された施設と施設間の移動、区域と区域の移動、こういったことは当然できるということは決めていますね。これはそうでしょう、施設を認めた限り移動はできる。しかし、どこでも訓練をやつてよろしいという明白な文言の地位協定はありませんよ。どうですか、ありませんね。これまず認めてください。明白な文言規定はないでしょう。

○説明員(岡本行夫君) 先ほどお答えいたしましたとおり、安保条約及び地位協定は、訓練あるいは演習といったものの形態を取り出して規定する形にはなっておりません。

○橋本教君 ないんです。だから、ないことを理由にして、どこでもやれるなんというのとはとてもない法解釈ですよ。今度の事件から改めてこの問題は明確になりました。

一つ大事なことは、この航空法の適用、これはやっぱりやらせなくちゃならぬ、こういうことです。そのためには、法改正も含めて外務省及び政府は、今度の再発をさせないための処置について、慎重な検討をまずお願いしたい。これは大臣にお願したいと思うのですが、いかがですか。再発防止について厳しい処置をお願いしたい。

○国務大臣(遠藤要君) 十分検討したいと思っております。

○橋本教君 それから、さらに外務省に、この事

故原因がわかるまで、米軍はこのような訓練をその場でやらない、こう言っておりますが、訓練空域以外で、日本の空で米軍が航法訓練も含めて演習をやるということについてはやめなさい、厳しく制限する、禁止する、これは当然です。そのために訓練空域を認めているんですから。こういう処置を外務省はとるべきだというのが一つ。もう一つは、この事件についてパイロットの氏名及びその原因、これを含めて米軍に厳しく照会をして、それを国会にきちっと報告する。これだけのことは外務省の責任でやつてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○説明員(岡本行夫君) 同じ答弁の繰り返しになりますが、訓練、演習といひましても、一義的にこのようなものであると規定することはできません。例えば、ただ単に飛行するということが自体が訓練になる場合もございします。そのような場合には、他の航空機と区別して、米軍機であるからという理由で飛行を制限することは適当でないと考えられるわけでございします。したがって、米軍が行います訓練、演習といったものは、その個別一々の具体的な事例に即してでなければ判断できないというのが私どもの立場でございします。

それから、御照会の米軍の乗員の氏名等につきましては、これは米軍の運用上の問題でございまして、私も必ずしも明らかにできる立場にはないわけでございします。御理解いただきたいと思ひます。

○橋本教君 一般論的に、すべての訓練を禁止せよと言えないというのは、これは私は納得できないんです。それは日本の主権というものは軽しいものじゃないです。しかし、それはもう議論になりますから。

具体的にこの事件について、あの十津川村で超低空でワイヤロープを切るほどの航法訓練という名の訓練を行ったというこういう訓練は、この具体的なケースに照らして、今後絶対やるなと言わなければならないですか。どうですか。

○説明員(岡本行夫君) 私ども今回の事件は深刻

に受けとめておりまして、このような事故の再発があつてはならないとの立場から、米側にも強い申し入れを行っているところでございします。米側は現在、事故の原因を空明中でございしますが、再発防止についてはもちろんのこと、米側としても強い決意をもって当たる姿勢であると理解しております。

したがって、私も個別、具体的にどこでこの訓練ないしは飛行をやめてくれという立場にはございせんが、私どもの趣旨すなわちこのような事故の起こることがないようにという趣旨は十分米側に伝わっており、米側の運用もそれに沿って将来行われていくものと信じております。

○橋本教君 どうも歯がゆいんだな。なぜアメリカにこの飛行機を飛ばした四人のパイロットの名前を言えと言わぬのですか。果てはこの事件を刑事事件として捜査を開始しているんです。また、現にその必要がございします。照会もしている。外務省がもつとしっかりとこのパイロットの名前ぐらいいないと言わなかったら、警察の捜査を外務省が助けないどころか妨害することにもなりかねませんよ。

刑事局長に伺いますが、果てはこの事件を航空危険罪で捜査をするには器物損壊罪で捜査をしておる、こういうことでありますけれども、法律の適用について、それは可能ですか。

○政府委員(岡村素孝君) 航空危険法によりまして、「過失により、航空の危険を生じさせ」という処罰類型があるわけでございします。この事実関係からして、これに当たれば航空危険罪が成立するということになります。また、器物損壊につきましては、刑法上器物を損壊したということが処罰の類型でございします。

ただ、これは故意犯でございしますので、故意があるかどうかということが問題になるかと思ひます。

○橋本教君 警察は、今航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律違反、第一条違反及び器物損壊罪、刑法二百六十一条、この容疑で捜査

しておられるんですか。確認します。

○説明員(兼元俊徳君) 冒頭にお答えいたしましたとおり、現在は事案の内容を正確に把握するために所要の調査を行っている段階でございます。したがって、橋本委員お尋ねのように、現在この事案が犯罪となるかどうか、それから犯罪となつた場合、仮に犯した場合にはどういふ罰則に該当するかについては、まだ事実関係が不十分でございますので、御答弁できる段階にはございません。

○橋本委員 しかし、捜査をするということでは法律判断も必要ですから、捜査の結果によっては今私が指摘した航空危険罪、これの可能性があるという法律判断は一応やりながら事実関係を詰めている、こういうことではないんですか。

○説明員(兼元俊徳君) 事実関係の調査がまだ不十分でございます。先ほどお答えしましたように、米軍からの回答には接しておりませんので、こういう罰則で捜査をしているとか、法律の適用についてはまだお答えできない段階でございます。

○橋本委員 これまた切った話ですね。

○刑事局長、その事件は超低空で飛んできた米軍機がワイヤロープを切った。これは航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の「航空の危険を生じさせる罪」、これは過失犯もあるわけですが、これの一般論としてもその法律を適用できる可能性があることは明白じゃありませんか。

○政府委員(岡村泰孝君) 要するに、航空の危険が生じたかどうかということであらうかと思ひます。

○橋本委員 事実として超低空でワイヤロープを切って、事故を起こしたんですから、危険を生じたわけですね。どうですか。

○政府委員(岡村泰孝君) どういう形でワイヤロープが切れたのかは詳細はわからないわけですが、飛去った、ともかく飛行機は墜落することもなく飛び去ったわけではございません、そういうような事実関係のもとで航空の危険が生じたのかどう

かという判断だろうと思ひます。

○橋本委員 漫才やっているつもりはないんでね……

そこで、仮に捜査を遂げて、県警が捜査を遂げ、検察庁が捜査を遂げて、この問題についてはさらにもう一つ第一次裁判権という大きな壁があります。だから、公務中の事故だということになれば、アメリカが裁判権を持つ。しかし、アメリカが裁判権を持つ場合であっても、これは日本の方から裁判権に関する地位協定に基づく日米合意事項がありますから、この合意事項の十一の三という部分によつて、法務省から日本で裁判権を行使したいということを通告し、申し入れることができる。この事件についてこの裁判権を日本によこさないということを含めて強く主張をして、日本の主権と国民の利益をしっかりと守るというところでこの事件を徹底的に明らかにする必要がある、私はこう考えております。今すぐ結論は出ないかもしれませんが、このことを捜査の経過によつては厳しく適用することも含めて検討していただきたというのを大臣に申し上げて、所見を承けて質問を終わります。

○国務大臣(遠藤要君) 先生のお尋ねでございますけれども、法務大臣も今こでなかなか明快なお答えができないことが残念ですけれども、現状の状態においてお答え申し上げておきたいと思ひますが、我が国が米軍側に第一次裁判権を放棄せよというような要請をするには、我が国の捜査機関の捜査の結果、犯罪嫌疑が認められるというところが前提となることは先生もよく御承知のとおりでございます。そのような点で、今それぞれの答弁にもあるように、今の現状のままで捜査権を日本によこせよということにはならない、こういうふうなお答えを申し上げておきたいと思ひます。

○橋本委員 終わります。

○閣下委員 上程されております下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部改正案につきましては、簡易裁判所の性格、機能、歴史というふうなものについて質問することを通告しておい

たんですけれども、先ほど来一井委員あるいは猪熊委員から詳しい質問がございましたので、同じことを質問するのも時間の浪費ですから、本日はその問題についての質問は取りやめますので、私に関する限りはお引き取りいただいて結構でございます。

それで、きょうは前国会の一番最後に質問を通告しておいて急に体調を崩しまして質問できなかった入国管理の問題、この問題だけを質問したいと思つております。

最近、国際交流がだんだんふえてくるにしたがいまして出入国管理法、出入国管理令に違反して入国してくる者、あるいは不法就労している者、そういった者もだんだん増加してきているように思ひます。中にはだまされて来ているものもあるし、あるいはみずから進んで来ているものもあるし、個々のケースを見てみますとかなり気の毒な事情があるように思ひます。ちょうどたまに配つていただいた「フォト」という広報誌があるんですけど、その九月一日号を読んだとおりまして、「東京入国管理局」というタイトルでドキュメント、写真のドキュメントですけれども、いわゆる「ジャバ」さん、あるいはそれ以外の単純労働者の人たちが不法入国して、そして警備官に逮捕されて本国送還、国外強制退去されているそのドキュメントが載っておりますが、読んでみますと、ワタシ、ワカラナイ、ワカラナイと叫びつづ退去させられたタイの女性の話なんかも載っております。気の毒な感じもいたします。

あるいは、別の新聞に載っておりますけれども、バングラデシュから来た単純労働者が、三カ月働いて送金をするという自分の国では家族が一年間食っていくんだと。そういうふうな話を聞きますと人道的に極めて気の毒な感じもいたしますけれども、しかし、この入国管理の問題を野方図にしておきますと、日本の国内における人種的な対立の問題でありますとか、あるいは労働条件の切り下げ、失業、そういうふうな問題も起こる可能性があります。多岐にわたりますので、将来の問題

としてはこれをどうするか大いに考えなければならぬ問題ですけれども、しかし、やはり少なくとも当分の間は厳重に入国を取り締まっていくなければならぬというふうに考えております。それで、そういった不法入国を抑制する立場から若干その現状及び取り締まりについて質問をしたいと思ひます。

最初に、事実関係をお伺いしたいんですけれども、外国人の入国者数は過去十年間、五十一年と一番最新の統計十年間にどの程度ふえているか、実数をお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小林俊二君) 昭和五十一年の入国者数は八十八万一千二百三名であります。これに對しまして十年後の昭和六十一年、昨年一年間の外国人入国者数は二百三万一千四百五十名でありまして一九・四％増、言いかえれば約二・三倍に増加しているということでございます。

○閣下委員 最近五年間で入国管理法の違反件数、この中には内訳として不法入国でありまつか、不法上陸でありまつか、資格外活動とか等々あるようにすけれども、その総数、総違反件数はどうなっておりますか。

○政府委員(小林俊二君) 総違反件数は、昭和五十七年、五年前には三千八百四十四件ございました。これが昨年一年間には一万五百七十三件となつております。約三倍の増加を見ているということでございます。

○閣下委員 ただいま御説明いただきました過去五年間の入国法違反事件の増加の中で、資格外活動に関するものがどの程度ふえているか、また、男女別に見た場合、それからどの国からの入国者の違反が目立っているか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小林俊二君) ただいま申し上げました違反事件のうち、資格外活動に絡む違反事件、すなわち資格外活動そのもの、あるいは資格外活動の不法残留という案件が少なくも現在においてはその大半を占めているということが言えるわけでございます。すなわち、先ほど申し上げ

た六十一年一年間の一万件余りの違反件数のうち、八千件以上がこの資格外活動及び資格外活動が絡みました不法残留案件によって占められているわけでございます。

それで、こうした案件に關与しております国籍を見ますと、最も多いのがフィリピンでございます。次がタイ、さらに台湾という順になっておりますが、これはいずれも女性が多くなっております。男性の場合には、いまだ絶対数は小さくなりますけれども、パングラデシュ、パキスタンといったところが最近極めて目につく事例でございます。これらの人々はいずれも観光を表向きの目的として上陸を許可され、そのような違法活動に従事しているというのが現況でございます。

○閣議彦君 入国以前のいわゆる水際でのチェックと申しますか、すなわち空港でありますとか漁港での入国審査で入国を拒否された人の数、その傾向があればそれを知らせていただきたいと思ひます。

○政府委員(小林俊二君) 水際で上陸を拒否された件数、すなわち上陸審査の結果上陸を拒否されて退去となった人々の数は、昭和五十六年が五百六十九件、五十七年が六百九十件でございましたが、これが五十八年以降急増いたしまして、五十八年には千三百七十七件、五十九年には千三百四十四件、六十年は千三百四十件、そして六十一年には二千六百六十五件に達しております。こうした傾向は主としてフィリピン、タイ、パキスタン、パングラデシュ等東南アジア諸国から我が国に不法就労を目的として入国する者が急増しているというところでございまして、それを背景にして審査を厳格化した結果でございまして。

○閣議彦君 ビザ、査証を必要とする国、例えばフィリピンなんかそうだと思いますけれども、そういう国からの不法入国に対しては大使館の方でビザを発行するときに十分にチェックしてもらうことが必要だと思ひますけれども、ビザを相互免除している国、これはいわゆる水際でチェックする以外に方法はないと思うんですが、そういった

ビザの相互免除除国からの入国者に対して入国を拒否した数、それはどうなっておりますか。

○政府委員(小林俊二君) 不法就労の關係におきまして問題となつております査証免除国にいたしましては、主としてパキスタン及びパングラデシュがございまして。また、数は若干減りますけれども、イランもその一つであります。昨年一年間で空港等で入国を拒否した者の総数が二千六百六十五名でございまして。このうち査証免除取り決めの国からの上陸申請者で入国を拒否された者は八百二名であります。この八百二名のうちパキスタンが五百七十七名、パングラデシュが百四十三名、イランが五十二名となっております。

○閣議彦君 そういう違反件数に対して、入国を管理している、取り締まりをしている、そういった人たちの人員、つまり、入国審査官及び入国警備官、その数及び入国管理行政に關する予算、それはどの程度ふえておりますか。

○政府委員(小林俊二君) 入国審査官及び入国警備官の定員は、過去五年間すなわち昭和五十七年度に比しまして昭和六十二年におきましては十二名の増となつてゐるにすぎないと申し上げた方がよろしいかと存じますが、現在の二つのカテゴリーに属する職員の定数は千三百六十八名でございまして。また一方、予算額は地方入国管理官署に關するものだけ、すなわち本省の關係を除きますと、昭和五十七年度を一〇〇といたしますと昭和六十二年度は一一五、一五〇の増でございまして、その絶対額は九十七億五百万円でございまして。

○閣議彦君 入国者数、それから入国違反の数が非常に急速にふえているのに対して、その担当の人員が十二人ふえて千三百六十八人、ほとんどふえないのと同じと言つてもいいと思ひますし、予算の方でも一五〇の増加にすぎないというところをまず確認しておきたいと思ひます。

こういう不法入国した者を取り締まる警備官がいるわけですが、その警備官の取り締まるの對象は外国人だけであつて、日本人に対して

はどうすることもできない。ところが、実際には雇つてゐる方が違法であるということを知りながら雇つてゐるケースもかなりあるのではないかと思ひますし、あるいはそういった不法入国をあつせんしているブローカー、特に暴力団なんかはそれに關連して組織的に不法入国をやつてゐるというふうなことも新聞にしばしば報道されておりますし、そういったふうな取り締まりは警察でありますとかあるいは労働省の担当であつて、入国管理局だけがいかにか頑張つてもこれを根絶せしめることはできないわけですから、したがつて、そういう警察なり労働省なりとの協力を一層推し進めていただきたい。政府が一体となつてこの問題に取り組むことが必要であるということを考えるわけですね。

それに関連しまして、つまり、法律そのものは問題ないかどうか。参議院の六十二年七月二日の決算委員会、社会党の久保田真苗議員から、單純労働者の不法入国と取り締まりのために入国管理法の改善をする必要があるのではないかと、そういう質問がなされております。それに対して入管局長の方から、目下検討中であるということをお答へされておりますけれども、現在まで検討の結果どういふふうな結論を得ておられるか、それをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小林俊二君) 御指摘のとおり、決算委員会におきまして答へにおきまして検討の過程であるという御説明を申し上げました。しかしながら、現在におきましての取り締まり上の主眼は、現在既に規定されてゐる法律上の諸事項を駆使して有効な取り締まりができないものだらうかというところでございまして、もし現在の取り締まりが十分ではないとするならば、その十分でない理由が果たして法の不備によるものであるかという点についての検討が必要だらうかと考えております。私もどなたかいたしましては、いまだそういう明確な結論に達してゐるわけではございません。將來とも、この入管法に基づく罰則の強化、すなわち不法就労外国人を雇用することそのものを

可罰行為とする法改正というものは、將來の検討課題としては検討の對象とする必要があるといふふうには考えておりますけれども、現在は、現在の法制のもとにおいてな各省庁の協力を緊密化して、なすべきあるいはなし得る余地が大きいのではないかとこの観点から種々努力を重ねておるところでございまして、このため關係省庁すなわち外務省、警察庁、労働省等との連携を密にして、幾つかのレベルでほとんど定期的に会合、協議を重ねながら全国的な取り締まりの体制の強化に努めてゐるというのが現況でございまして、先生御質問の法改正の問題は、なお將來の問題として念頭にあるといふふうにお答へ申し上げます。決算委員会での御説明をした状況は今も変わつておらないわけでございます。

○閣議彦君 ほかの省庁との協力の問題は前から言われていた問題でございけれども、にもかかわらず違反件数が先ほどの数字のように非常にふえてゐる。今、例として挙げられましたような不法入国した労働者を雇用する雇用主に対する罰則問題なんかを含めて、もう少し法改正の問題を真剣に検討していただきたいといふふうに考えております。やはり一番の担当は法務省入国管理局でございまして、どうしてもほかの官庁というのは、協力するでしようけれども自分の省庁の問題としては考えないわけであつて、その点の検討をぜひお願いしたいと思ひます。

最後に、以上のような質問を踏まえて法務大臣にお伺ひしたいんですけれども、国際化の時代を迎へまして、専門技術者なんかの交流、これは大いに奨励していかなくちゃいけない。そのことは当然でございまして、あるいはまた、気の毒な難民に対して人道的見地からの受け入れの枠を拡大することは必要でございまして。しかし、單純労働者の不法入国をルーズにしておくと、西ドイツを初めとして諸外国におけるいわゆるガス・トルバイターの、外人労働者の紛争のような問題を招くおそれがあるもので、したがつて、一方においてはそういう貧しい国に対する経

済協力をややしていく。これは主として外務省の問題でございすけれども、国全体としてそういう人たちが外国で働かなくても済むように経済状況を改善してやる。それに対して協力していく。これを一方においては続けながら、同時に、やはりこういう不法入国の取り締まりを強化していく必要があると思うんです。

ところが、今お答えがありましたように、人員の点でも予算の点でもほとんどふえていない。これ、ぜひ大臣として、私はほかの面でも、裁判官それから取り上げられました検事の問題なんかにつきましてもそうですけれども、どうも法務省の予算要求なんか非常につましやかと申しますか遠慮されているような印象を受ける。私は、一般的な行政改革の問題とは別個に大いに増員しなくてはならない問題だと思ひます。入国管理の問題につきましても同じように、国際交流がふえていけばふえていくほどそれは必要になってくると思ひますので、格段の努力をお願いしたいと思ひますけれども、大臣の所見をお伺いして私の質問を終わります。

○国務大臣(遠藤要君) 先生御指摘の点については、全く同感というよりも感謝を申し上げたい、こういうふうな感じでございます。

国際交流の活発化を求め、そして対応していかなければならぬということは当然なことでございます。それに、それに対応できるだけの入管行政が遂行されるような予算面なり増員なりで所要の措置をとっていかねばならぬ。そのような点では私自身最大限の努力をいたしたい、こう思っております。

さらに私は、この問題については大臣就任当初から閣議においても要請をいたし、さらにまた、労働省なり総務庁で失業等について発表されることにもこの問題に絡れておるわけでありまして、労働市場にも大きな影響がある。さらにまた、社会、風俗各般の分野に及ぼす悪影響がまた大変だ。さらにまた、その監督官庁に絡んで、国際的に日本の国に対する非常に不名誉な点が出てく

る、国の威信にも関する、名誉にも関する、こういうふうな点がございます。

先生御指摘のとおり、不法入国されて稼働する、それが低賃金で、実際働いた者がある程度の所得を取っておるというならばこれまた別かと思ひますけれども、中間でほとんど搾取されている。そういうふうな状態がいずれ各国から批判を受けるという懸念も私自身持つております。きょうな点で、いろいろ立法措置をとるなり入管局として努力をすることも大切だけれども、向こうから入国してきて働く分野がそれを持っているような状態であつてはいかぬ。そういうふうな点で建設省、農林水産省、労働省、総理府、そして国家公安委員長にも、閣議の中でぜひこれは協力を願つて対応してはほしいというふうなお話をしばしば何度か繰り返して要請をいたし、今入管局長がお話しのとおり、それに対応しようというところで今協議をさせていただいておるわけでありまして、その会議では、御承知のとおり円高とか世界の不況のしわ寄せが日本にきているという点もなきにしもあらずだ。また、日本の商工業者がよその国に輸出するにも円高に対応するには低賃金の者を使つてということもあるいはあるかもしれませぬけれども、そういうふうな点で国の信用を失墜せしめるようなことであつてはならぬ、こういうふうな点を考え、私自身としてもそのような気持ちで何回か提言しておるわけでございます。ぜひ皆さん方にも御協力をちょうだいいたして入管行政の完璧を期し、国際信用の保持のために努力してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○西川潔君 長時間本場に御苦勞までございす。我々の世界とかお相撲さんの世界は、大概は一番偉い人がトリをとるんですが、委員会の方は一年生のふんどし担ぎの僕が最後をやらせていただくというところで、本場に長時間にわたつて大変な思いをするわけなんですけれども、法律の専門家でもありませんし、全くの素人ですが、ひ

とつ素朴な質問でございすが、どうぞよろしくお願ひいたします。

朝から諸先生方ほとんど僕が質問させていたところと思うことのお話が出ております。にもかかわらず、自分自身でもう一度伺ひして、毎週一度大阪の方でラジオで法務委員会の報告などをさせていたいただいておるもので、我々の生活、日々の暮らしを直視した面からいろいろ御報告をさせていただきまして、また皆さん方に御報告をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

生れまして四十一年になりました。裁判所というところから余りお世話になつたことがないもので、相棒のことで二度ほど行つたことがあつたんですけれども、簡易裁判所かどうか忘れたんですけれども、一般に簡易裁判所というところはどのような裁判所なのか。我々の生活の中でどういふ事件が一番多いのか、そういうところをお伺ひしたいんですが、お願ひいたします。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 簡易裁判所ではいろいろな事件を扱つておりました。民事の訴訟事件でございす。例えば、金額が九十万円以下の貸し金でございすとか売却代金でございすとか立てかえ金でございすとか、そういうふうな事件の裁判手続を行います。それから、刑事事でございす。比較的軽微な事件、例えば窃盗でございすとか横領罪でございすとか、あるいは罰金刑に服しますところの道路交通違反の事件であるとか、そういう比較的軽微な事件について刑事裁判手続を行います。そのほか、例えばサラ金で非常にお困りの方が、債務の分割弁済を申し立てるためにサラ金に関する調停の申し立てをいたします。

調停の申し立てと申しますのはこれは裁判ではございせん。裁判官と調停委員で構成いたします調停委員会が当事者の仲立ちをいたしまして、お互いに和解のあつせんをするわけでございます。そこでまとまりますと、例えばサラ金でございす月々幾らず返していくというふうな

ことで紛争の解決を図る。そのほか、支払い命令というのがございます。例えば五十万貸してある、なかなか返してくれないというふうな場合に、これは裁判を起こすことも可能でございますし調停に申し立てることも可能でございますが、一番簡単な方法としては支払い命令というものを裁判所から出していただく。これは債権者の一方的な言い分に基づきまして六十万なら六十万支払いなさいという支払い命令というのを発します。それに対して債務者の方が文句を言わないでそのまま期間が経過いたしますと、今度は仮執行宣言の申し立てというのをいたします。これは仮に執行することができるといふものでございまして、これもその仮執行宣言がつきました支払い命令を債務者の方へお送りいたします。その後一定の期間経過しまして文句が出ない場合には、それを判決とあるいは調停調書にかわるものとしてそれに基づいて強制執行もできる、こういう制度でございすが、そういう支払い命令の制度というのもございまして、そういうふうな制度がございまして、それそれぞれ相応に御利用いただいているわけでございます。

○西川潔君 午前中にも先生方おっしゃつておつたんですけれども、法律相談にも応じていたことだつたんですけれども、できればそういう制度も少しは考えていただきたい、制度を変えていただきたいというふうな気持ちも我々としてはあるんですが、これは検討していただけないものでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(上谷清君) 法律相談ということになりまして、普通は、私の言い分が通るかとか、あるいは裁判で勝つてくれるかどうかとか、そういうふうなことを聞いてくるということも考えるわけでございます。裁判所の方で相手方の言い分を聞かずにあなたの言い分が正しいとか、あるいは勝つてくれるというふうな相談に應ずることは、これはちょっと裁判所の性質

上非常にできにくいわけでございます。そういうふうなことになりますと、例えば、弁護士会で行っておられますような法律相談とか、あるいは市町村等が弁護士をお願いしてやっております法律相談というところへ行っているより仕方がないということでございます。

ただ、裁判所の方もそういうふうな事柄の中身に立ち入ったことではなくて、こういう人に金を貸したけれども返してくれなくて困っている、裁判所にどのようにすれば手続をとってもらえるのかということでございますと、これはもちろん裁判所の方でも相談に乗っておるわけでございます。これは大都市の裁判所でございますといふまでも非常に事件が多うございますので、余り十分な御説明もできないということもございませうけれども、できるだけその辺のところは親切に説明するようにいたしておきます。

例えば、裁判所の窓口、素人の方でも比較的に利用しやすいような印刷した訴状のひな形でございますとか、一定の事項を書き込めばそのまま調停の申し立て書になるというふうな用紙、定型用紙と私ども申しておりますが、そういうふうなものを備えて、また、記載例等も置いておきまして、それをごらんいただければ一応の手続はできるといふようなこともいたしておきます。これも法律の定めがございまして、当事者の申し立てを聞いてそれを調停にとつて、それで訴訟の訴え、訴状にかかわるといふようなものにする、あるいはまた調停の申し立て書にかかわるといふようなものにするという制度がございまして、これは、裁判を起すことになりまして、実はそれは申し立てても、実際に当事者が主張しなければならぬ事柄をいろいろと整理して書かなければいけないという面がございまして、ある程度紛争の中身に立ち入ったことになりまして、実際問題としては裁判所の職員がそれを整理するというのは非常に難しい面がございまして、ところが、調停でございますと、今までの紛争の

いきさつをそのまま書いていただければいいわけですし、裁判所の方も聞いたままを書けばそれで申し立て書ということになりますので、それはかなり多く利用していただいております。

具体的なお例を申し上げますと、数年前からサラ金で高い利息を払わされて、どうしても支払いができなくなったという消費者の方から、債権者であるサラ金を相手に、むだな弁済をさせられないようにしてほしいとか、あるいは法律の定めを越えるようなむねの制限利息を払わなくていいようにしてほしいという趣旨の調停申し立てが非常にふえました。そういうふうな事件に關しましては、裁判所の方でかなり積極的にならうという債務者の申し立てを調停にとりますとか、あるいは定型的な用紙に書きやすいように説明をして差し上げるといふことをいたしまして、具体的に申し上げますとそういう事件の二割ぐらいは裁判所の職員の方で当事者の言い分を聞いて申し立て書をつくつて差し上げております。それから、説明をして、置いてある用紙にそのまま書き込んでいただくというふうなものも六〇％ぐらいは利用していただいております。全体から言いますと七割から八割ぐらいはそういうふうな裁判所の方の協力あるいは説明ということ、当事者に書面をつくつていただかなくても済むような手当てをいたしておきますので、できる限りそういうふうなことで努力はしておるわけでございます。

必ずしもこれで十分というわけにはまいらないところはあります。特に忙しい裁判所等ではどうしても若干つっけんどんになるというふうなことも、おしかりを受けることもあるわけでございますけれども、今回の法律を成立させていただきますと、そういうふうな窓口の相談事務についてでもできるだけ充実していこうというふうな計画を持っております。

○西川潔君 我々の人情といひましては、負ける裁判はやらない方がいいということなんですけれども、そこを何とか教えていただきたいのが本当に人情でございます。人情紙のごとくなんて

言われるんですが、少し御配慮いただきまして、特にお年寄りなんかの場合は遠くになりますと、そういうこともあると思います。昨日の新聞に、一番サービスのいい順番が出ておりましたが、人気ナンバーワンはやはりうれしいことに福祉事務所であるというので、僕ら老人のことを勉強しております。喜んでおりますが、サービスが悪いのは警察であると新聞に載っておったんですけれども、警察がもし手を下していらつしやいというのもおかしいんですけれども、どうぞ裁判所も人気がいい方では上位の方へ持つていっていただきますように、よろしく願ひします。

それに、統廃合してしまつて、今まであったものがなくなるといふことで地域の方々は一抹の寂しさもあると思うんです。そこで、なぜだろうと素朴に思うんですけれども、国にとつてのメリットは午前中からずっとお伺いしたんですが、我々国民側にとつては、例えばこういうメリットがあるじゃないかというところをひとつお伺ひしたいんです。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 裁判所を御利用いただきます地域住民のサイドで考えまして、現在統合の対象になっております裁判所におきましては、事件数が非常に少のうございまして、裁判官を実は配置してない庁がほとんどでございます。そういうところでは月に一回あるいは二回、週に一回、二回の裁判官が出向くのを待ちたいだかなければならぬわけでございます。そういういたしますと、特定の曜日を決めて参りますから次回期日の入れ方というのでも次々先になつてしまふわけでございます。

ところが、少し足を伸ばしていただきますと、裁判官が常駐しておられますし、職員もかなりございまして、施設も整つております。そういうところへ足を運んでいただきますと、期日もそう先には伸びませんし、回数というの勢い、今度の法改正によりましてある程度の人的余裕が生じますから、それを受け入れ庁の方に回したりいたしますので人的体制も整います。そういういたします

と、従来二回、三回とかかっていたのを一回、二回で済ませていただくというふうにもなりまして、先ほど申しました支払い命令につきましても、申し立てから支払い命令が出るのに一週間、十日かかっておりましたのが一、二日で済むとか、そういう面も出てまいりますので、住民サイドから見ても今回の統廃合によりましてメリットというのが出てこようかというふうな考えております。

○西川潔君 よくわかりました。しかし、年とつてきて、今まで草履履きで、げた履きで行けたものが、着がえて、何年に一回かというの臭い着物を出して、きれいにして行くというの御年配の方にとつてはなかなかかわいそうだとも思うんです。

僕が心配するのは、例えば、遠くなりますと裁判に欠席したり、裁判所以外、特に田舎の方の人たちというのは町の有力者とか実力者とか、あんなに遠いところへ行くべからず顔役にも頼んでひとつ話してもらおうとか、九十万円までのことだったら、五十万円までのことだったらというふうなことになる、かえつて悪い影響などは出ないかと素朴に思うんですが、このあたりはいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 確かに、現在でございます簡易裁判所がなくなるとなると、御不便をおかけするわけでございます。紛争がございまして場合に、裁判所のみが紛争解決機関ではございまして、例えば、西川委員もよく御承知のように、市町村あたりでもいろいろ相談事業を行つておられます。警察におかれましては相談をやつておられます。そういうところである程度解決するというものもあるわけでございます。

ただ、やはり裁判所があったのがなくなることによつて、地方のいわゆる顔役でございますか、名士でございますか、そういう方のあつてんで解決する場合も出てこようかと思ひます。それが法規に従つた、条理になつた解決であればそれは

それで妨げはないわけですが、一番弊害はそういう法規にかなわない、条理にかなわない解決がなされるというところに問題があるわけでございます。

私もどなたもいたしましては、そういう点もあろうかと思われまして、必要がございます場合には定期的に、月に一回あるいは二月に一回というように、もとございましたところへ裁判官、書記官が向うきまして、出張いたしまして調停をやる。あるいは審判をやる。あるいはその際に受け付け相談もあわせて行わせていただく。定期的に参りません場合には随時必要に応じて出向いていろいろな仕事をさせていただきます。そういうようなことによりまして、御懸念のような事態はできる限り防いでいきたいというふうに考えております。

○西川潔君 ぜび、よろしく願ひいたします。僕ら田舎育ちなものですから、例えば、物事、事件が起きましてから駐在所へ参りまして、その駐在所の駐在員に、警察官に好かれる人と好かれない人というんですね。何を言っているとお願ひしに行っても、こちらサイドの言うことは聞いてくれないけれども、実力者の方の言うことはよく聞いて処理も早いというふうなことの話を何回か伺いましたこともありますが、そういうこともひとつ含めまして、今心強い御答弁をいただいたんで、よろしく願ひいたします。

次に、統合に伴って調停事件を担当する調停委員の配置なんかはどういうふうな影響が出てくるか。というのは、僕も二人ほどいいおつき合いをさせてもらっている調停委員の方がいるものですから、そこらあたりもお伺ひしたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(上谷清君) 調停委員といひますのは、民事の事件を扱います民事調停委員と、それから家庭裁判所の家事事件を扱います家事調停委員と二つございます。実際には、両方兼務していただいている方もございますが、そういうふうな両方あるわけでございますが、便宜あわせて御説明させていただきます。

簡易裁判所が今回統合されることによりまして簡易裁判所がなくなる、あるいはその簡易裁判所にたまたま一緒に置かれております家庭裁判所の出張所が廃止されるというところが出てくるわけでございますが、調停委員と申しますのは裁判所の非常勤の職員ということにはなっておりまして、これはもととも民間人の良識あるいは専門的知識、経験を紛争解決の手段の中に反映させるというところが一番の目的でございます。したがって、調停委員は職業とか経験だけではなくて、地域的にもできるだけバラエティーがある方がいい。いろいろな地域の実情を知っていらつしやる方が、その地域の事件を担当していただくということが一番望ましいわけでございます。そういうふうな点から考えまして、裁判所といたしましては、今までもそういうふうな観点からできるだけ地域的なバランスのとれたような形で調停委員をお願ひしてきたわけでございます。

今度、仮に裁判所が廃止されるということをお提ひいたしましたけれども、調停委員は各地域から選出された方がおいでいただいているというところは同じように必要なことでございまして、今度この法案が成立いたしました後にも、現在調停委員をお願ひしている方々にやめていただくとかいうようなことは全く考えておりません。今までもどおりお仕事をいただいていたことを前提に考えておりますし、将来的にも地域のバランスを同じように考えながら調停委員をお願ひしていくというふうに考えております。ただ、現実には裁判所がなくなりまして、その裁判所で仕事をしていたたけというわけにはまいりません。したがって、統合されます最寄りの簡易裁判所の調停委員あるいは家庭裁判所の調停委員ということで勤務先を変更するというふうな形になるわけでございます。

ただ、それは申しまして、先ほどからちょっとと総務局長からも話が出ておりますとおり、例えば、廃止されました簡易裁判所あるいはまた家庭裁判所の出張所の地域に随時出張して調停事件を取り扱うということも私も考えておるわけでございます。そして、そういうふうな場合にはその地域におられる調停委員にできるだけ御活躍いただくというふうなことを考えておるわけでございます。今までもどおり御活躍いただきた、そういうふうなのが私どもの考えでございます。

そういうふうな、廃止される裁判所の地元におられる調停委員にとりましては、確かに隣の裁判所まで事件担当のために出かけていかなければならぬというところの意味では不便をおかけせざるを得ないわけでございますが、一面、統合の対象になる裁判所では調停事件も非常に少ないわけでございますが、今度統合される新しい裁判所へ所属がえということになりますと、そちらの比較的大きな裁判所で事件を担当していただくということになりますので、今度以上に担当する事件の割り当てがむしろふえるのではないかと私も考えておりますし、あるいはまたほかの調停委員といふような知識、経験を交換し合つていただくというところを考えると、調停委員の側から見まして、もある程度メリットはあるわけでございます。通動のために不便になるというデメリットをその点でできるだけ補つていただきたいということをお願ひしております。その点については各地の調停委員も大変よく御理解していただいておりますので、今後ともそういうふうな裁判所の扱いに協力していただけるといふふうな見通しでございます。

○西川潔君 最後に、もう一つお伺ひしたいんですが、もう一度改めてアフターケアの問題なんです。定期的に巡回していただくということですが、それはずっと続けていただけるものなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(上谷清君) アフターケアの問題といたしまして、全般的に御説明申し上げますと、これは民事、家事が中心になります。私もどなたも、一番大きなものとしては先ほどから申し上げておりますいわゆる出張による民事調停事件の処理、それから家事でございます。

と審判事件とかあるいは家事調停事件の処理というところを考慮しております。これはやはり地方公共団体の方からも、今度廃止されるような場合にはぜひとも自分とところで提供する施設に定期的に出張してほしいというふうな申し出をされているところもかなり多いでございます。これは調停をやります際にはやはり地方公共団体の公の施設をお借りするといふようなことにならうかと思ひます。

例えば、市民会館の一室をお借りするとか、公民館といひますか、そういうふうな施設をお借りするとか、あるいはまた区役所、市役所ですか、そういうふうなところをお借りしなければならぬというところもございまして、地方自治体の御協力を得ないといけないわけでございますが、そういうふうな御希望をいただいているところではいろいろと御協力いただけたらと思ひますので、この法律が成立いたしました後に、私どもの方としては各地方裁判所、家庭裁判所ごとにそれぞれの地方自治体と相談いたしまして、具体的な出張の計画等を定めていきたいと思ひます。

これは事件の多い少ない等がございまして、あるところでは毎週一度というふうなセットでございまして、非常に事件の少ないところではございまして、例えば月に一度ということにならざるを得ないところもありまして、特に事件が少なければ随時というふうな形にならざるを得ないというふうなところがあろうかと思ひますが、それは裁判所の事件量の見通しとか実績を見ながら一つ一つきめ細かに決めさせていただきます。そういうふうなことを考えておるわけです。

それから、ついででございますので、それ以外のアフターサービスというもののにもちょっと触れさせていたきますと、今のうちに裁判所から出向いていくというのが一番いいわけでございます。その機会に受け付け相談等のサービスもしたいと思つておりますが、そのほかに、常時おるわけではございませんので、例えば、市町村の方で希望等がございすれば市町村役場でありまして、あるいは警察署の相談窓口で裁判所からの、

と審判事件とかあるいは家事調停事件の処理というところを考慮しております。これはやはり地方公共団体の方からも、今度廃止されるような場合にはぜひとも自分とところで提供する施設に定期的に出張してほしいというふうな申し出をされているところもかなり多いでございます。これは調停をやります際にはやはり地方公共団体の公の施設をお借りするといふようなことにならうかと思ひます。

素人の方でも比較的記入しやすいような申し立ての用紙でありますとか、その記載例等を備えつけておくというようなことも考えております。

それから、民事の訴訟事件については今まで説明いたしておりましたが、司法委員といまして、裁判官を補助して和解等を進めていただく、やはり民間の方からお願ひした委員というのがございます。そういう方々に訴訟事件について、例えば現地で和解をしていただくためのいろんな仕事をしたいとか、そういうようなこともできるだけ行っていくというふうに考えておりますし、それから、現在もこれはやっておることでございますが、遠隔の方々からは電話でいろんな相談があるということもございますので、そういうようなことについてもできるだけ窓口を充実しまして、当事者の方からの相談に必ずような体制をつくり上げていきたい、そういうふうに考えております。

そういうふうなことが一応アフターケアの全般として御説明申し上げることができると思っています。

○西川潔君 どうもありがとうございます。

それでは次に、一般質問に移ります。

いつもはお便りをいただきましたら必ずお返事を出さしていただいているんですけれども、今回も僕みたいな者ですが、親しみを持って送ってくださったんですけれども、遺言書のことなんです。島根県の方からいただいておりますが、実は、遺言で農地を三人の兄弟が相続したけれども、遺言書の文言でどこそこの土地を遺贈すると記載されており、農業委員会の許可がもらえずに登記ができなくて困っている。

まず、この場合に、登記が受けられない理由を説明していただきたいんですが、よろしく願ひします。

○政府委員(千種秀夫君) 農地が絡んでおります

ために若干複雑になっておりますけれども、相続の遺贈につきましては農地でなければそんなに難しい問題はないわけでございます。相続の場合に、個別の財産をだれに遺贈すると具体的に遺言の中で指定をする場合と、ただ相続でどういうふうに分けるという分け方を指定する場合と両方あるわけでございますが、具体的な物件をだれにやるというのとは個別の物件の移動なんですから、例えれば、相続は意思表示がなくても、死んだことによって後は法律の手続で財産が承継される、そういうふうな区別がございます。これは民法の問題でございますね。それで、農地法に絡んでまいりますと、実はこういう問題がございます。

農地法は、耕作者の地位を安定させるという目的で、農地委員会というものが許可を与えるような手続になっておまして、どういう場合にその許可が必要かということとは、一般の相続の場合は許可は要らないんでございます。特定の物件を、所有権を移転する場合には農地法の三条というところ、果たしてこの人が適格な耕作者であるかどうかというように審査するために許可が要ることになっております。そこで、遺言の中にある農地を遺贈するというふうに書きますと農地委員会の許可が要するということになってきてしまいます。

ところが、遺言をよく読んでみますと、実は具体的に書いてありますけれども、これは相続のやり方を指定したものだというふうに読める場合もあるわけでございます。特に、相続人に対して遺贈するという場合には大体そういう場合が多いんでございます。ところが、相続人でない人に、例えれば子供は全部都会に行ってしまったからおから耕作する人がない。相続人ではないがおじとかおいと、そういう人が村におるからそれにやろう、こういうことになりまして、これは本当に文

字どおり遺贈なんでございますけれども、相続人の中に三つに分けると、この土地はおまえ、この土地は次男にやる、こういうのはどっちかという遺贈というよりは相続財産の分割の方法を指定したというふうに理解できるわけでございます。そういうふうな理解される場合は、遺言の指定した方式に従って相続人が遺産分割の協議書というものをつくりまして、それで相続の登記をすれば農地法の許可は要らないわけなんでございます。

そこで、ひとつ登記手続のことが絡んでくるわけでございますが、登記所というのは、これは形式審査主義といまして、申し立てた方々の形式に従って審査をしております、本当にこの人が権利者であるかどうかというようことは決められた文書以外には審査をしないことになっております。そうしないと、登記所は一々裁判所のよう

な審査をしておりますと毎日登記所の事件が山になってしましまして進みませんものですから、そういう形式審査の原則からいたしますと、申請書に遺贈と書いてありますと遺贈の手続によらないと登記を受け付けないんでございますね、仮に遺言によって遺贈と書いてありますしても、遺贈の手続によりますと、さき申しましたように農地法の手続によって許可が要ることになっておりますから、それで許可書を持ってこない登記ができない、こういうことになってしまいます。

○西川潔君 じゃ、これ無効ですね。

○政府委員(千種秀夫君) はい。ですから、そういう場合には実態に即して改めて協議書をつくっていただいて相続の手続をしていただければ、農地法の手続なしでも登記ができるはずだと私は考えております。

○西川潔君 この三人の息子さんということなんですけれども、この場合、二人が農業をやる、お父さんの跡を継いで農業をやりますが、一人がどうしてもサラリーマンをやりたいということ

で、ばらばらになった場合はこれはどうなるんでしょうか。

○政府委員(千種秀夫君) 御質問の前提に、三人に農地をそれぞれやるという遺言があったという前提だと思ひますけれども、そのお一人がいやだという場合には改めて協議をし直して、分割をし直しまして、二人が農地をもらい、ほかの人は放棄するなり別なものをもらうなり、そういうことによつて登記することもできます。また、一人は放棄をするということもできます。また、遺贈は放棄することもできますので、遺贈に従ひしても、その人はもう自分は農家ではないから遺贈は放棄いたしますと言えればその分はなくなるわけでございます。あと、二人が登記を申請すれば遺贈でも登記ができるはずでございます。

○西川潔君 はい、わかりました。

よくわかるように説明していただきましてありがとうございます。早速お答えにして送ってあげたいと思います。

本日はこれで終わらさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(三木忠雄君) 本案に対する審査は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

七月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、非嫡出子の相続差別廃止に関する請願(第四八四号)

一、刑事施設法案反対に関する請願(第五五三

号)(第五五四号)(第五五五号)(第五五六号)

(第五五七号)(第五五八号)(第五五九号)(第五六〇号)(第五六一号)(第五六二号)(第五六三

号)(第五六四号)(第五六五号)(第五六六号)(第五六七号)(第五六八号)

第五六七号 昭和六十二年七月二十三日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平二ノ三二ノ二

新井佳代子 外九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第五五三号と同じである。

第五六八号 昭和六十二年七月二十三日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市領家二ノ一三ノ三

稲森利郎 外九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五五三号と同じである。

八月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、中国からの帰国者等の国籍問題に関する請願(第八四四号)

第八四四号 昭和六十二年八月三日受理

中国からの帰国者等の国籍問題に関する請願

請願者 福島県郡山市区景一ノ七ノ二四社

団法人福島県引揚者団体連合会

長 滝田吉良

紹介議員 佐藤栄佐久君

一、国籍法を改正し、母系二世に関する国籍取得届出の期限を延長すること。

二、中国残留婦人の日本国籍を速やかに回復すること。

理由

(一)昭和五十九年の国籍法改正により、母系二世の一部の者にも日本国籍取得の道が開かれた。しかし、改正法は、三年間の時限法であるため、国籍取得の届出ができるのは、昭和六十二年十二月三十一日までに限られており、手続を期限までにすべて終えるのは困難である。また期限後に帰国して来た者については、届出による国籍取得の道が

絶たれてしまう。(二)昭和二十五年七月一日以前に中国人と結婚した者は、日本国籍を失うということがある。

八月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第一〇三〇号)

第一〇三〇号 昭和六十二年八月七日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都杉並区今川三ノ一〇ノ八

池田重好 外九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

八月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(第百八回国会提出、衆議院継続審査)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

第一条 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表五日市簡易裁判所の項、横浜南簡易裁判所の項、津久井簡易裁判所の項、三崎簡易裁判所の項、小川簡易裁判所の項、大原簡易裁判所の項、大子簡易裁判所の項、鉾田簡易裁判所の項、今市簡易裁判所の項、矢板簡易裁判所の項、烏山簡易裁判所の項、足尾簡易裁判所の項、

の項、天竜簡易裁判所の項、葦崎簡易裁判所の項、小笠原簡易裁判所の項、山梨簡易裁判所の項、大月簡易裁判所の項、上野原簡易裁判所の項、

高田簡易裁判所 上越市

同表直江津簡易裁判所の項、都島簡易裁判所の項、東淀川簡易裁判所の項、西成簡易裁判所の項及び京北簡易裁判所の項を削り、同表峯山簡易裁判所の項を次のように改める。

峰山簡易裁判所 京都府中郡峰山町

同表久美浜簡易裁判所の項及び綾部簡易裁判所の項を削り、同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。

神戸簡易裁判所 神戸市中央区

同表灘簡易裁判所の項、宝塚簡易裁判所の項、三田簡易裁判所の項、相生簡易裁判所の項、山崎簡易裁判所の項、和田山簡易裁判所の項及び八鹿簡易裁判所の項を削り、同表奈良簡易裁判所の項を次のように改める。

奈良簡易裁判所 奈良市

同表柳生簡易裁判所の項、桜井簡易裁判所の項、十津川簡易裁判所の項、近江八幡簡易裁判所の項、米原簡易裁判所の項、木之本簡易裁判所の項、海南簡易裁判所の項、すさみ簡易裁判所の項、本宮簡易裁判所の項、西枇杷島簡易裁判所の項、愛知横須賀簡易裁判所の項、西尾簡易裁判所の項、龜山簡易裁判所の項、鳥羽簡易裁判所の項、大台簡易裁判所の項、関簡易裁判所の項、羽咋簡易裁判所の項、八尾簡易裁判所の項、朝日簡易裁判所の項、上市簡易裁判所の項及び氷見簡易裁判所の項を削り、同表礪波簡易裁判所の項を次のように改める。

礪波簡易裁判所 砺波市

同表城端簡易裁判所の項及び小矢部簡易裁判所の項を削り、同表広島簡易裁判所の項を次のように改める。

広島簡易裁判所 広島市中区

同表可部簡易裁判所の項を次のように改める。

可部簡易裁判所 広島市安佐北区

同表加計簡易裁判所の項、千代田簡易裁判所の項、因島簡易裁判所の項、甲山簡易裁判所の項、油木簡易裁判所の項、安芸吉田簡易裁判所の項、美東簡易裁判所の項、美禰簡易裁判所の項、阿東簡易裁判所の項、鹿野簡易裁判所の項、本郷簡易裁判所の項、久賀簡易裁判所の項、牛窓簡易裁判所の項、備前簡易裁判所の項、井原簡易裁判所の項、美作簡易裁判所の項、岩美簡易裁判所の項、河原簡易裁判所の項、若松簡易裁判所の項、八橋簡易裁判所の項、黒坂簡易裁判所の項及び島根大田簡易裁判所の項を削り、同表宗像簡易裁判所の項を次のように改める。

宗像簡易裁判所 宗像市

同表前原簡易裁判所の項、門司簡易裁判所の項、豊前簡易裁判所の項、小城簡易裁判所の項、白石簡易裁判所の項、呼子簡易裁判所の項、大瀬戸簡易裁判所の項、長崎小浜簡易裁判所の項、国東簡易裁判所の項、宇佐簡易裁判所の項、三重簡易裁判所の項、矢部簡易裁判所の項、大根占簡易裁判所の項、岩山簡易裁判所の項、志津川簡易裁判所の項、二本松簡易裁判所の項、三春簡易裁判所の項、須賀川簡易裁判所の項、喜多方簡易裁判所の項、村山簡易裁判所の項、寒河江簡易裁判所の項、岩泉簡易裁判所の項、磐田簡易裁判所の項、俱知安簡易裁判所の項、木古内簡易裁判所の項、森簡易裁判所の項、瀬棚簡易裁判所の項及び士別簡易裁判所の項を削り、同表留萌簡易裁判所の項を次のように改める。

——留萌簡易裁判所 ——留萌市

同表羽幌簡易裁判所の項、厚岸簡易裁判所の項、十勝池田簡易裁判所の項、広尾簡易裁判所の項、美幌簡易裁判所の項、斜里簡易裁判所の項、三木簡易裁判所の項、大内簡易裁判所の項、釧路簡易裁判所の項、本山簡易裁判所の項、赤岡簡易裁判所の項、窪川簡易裁判所の項、宿毛簡易裁判所の項、久万簡易裁判所の項及び野村簡易裁判所の項を削る。

別表第五表東京簡易裁判所の管轄区域の欄中「文京区」を「文京区 三宅村 御蔵島村」に改め、同表新島簡易裁判所の管轄区域の欄中「三宅支庁の所管区域」を削り、同表八王子簡易裁判所の項を次のように改める。

八 王 子

東京都の内
八王子市 町田市 日野市 多摩市 稲城市 秋川市
西多摩郡の内
日の出町 五日市町 檜原村

同表五日市簡易裁判所の項を削り、同表横浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「中区」を「中区 南区 磯子区 金沢区 港南区」に改め、同表横浜南簡易裁判所の項を削り、同表鎌倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸塚区」を「戸塚区 栄区 泉区」に、同表相模原簡易裁判所の管轄区域の欄中「座間市」を「座間市 津久井郡」に改め、同表津久井簡易裁判所の項を削り、同表横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「逗子市」を「逗子市 三浦市」に改め、同表三崎簡易裁判所の項を削り、同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「加須市」を「加須市 幸手市」に改め、「幸手町」を削り、同表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「鳩山村」を「鳩山町」に改め、同表熊谷簡易裁判所の項を次のように改める。

熊 谷

埼玉県の内
熊谷市 行田市 東松山市 羽生市
比企郡の内
滑川町 嵐山町 小川町 都幾川村 玉川村 吉見町
秩父郡の内
秩父父村
東秩父村
大里郡の内
大里村 江南町 妻沼町 川本町 花園町 寄居町
北埼玉郡の内
南河原村 川里村

同表小川簡易裁判所の項を削り、同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「横瀬村」を「横瀬町」に、同表佐倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「成田市」を「成田市 四街道市」に改め、同表大原簡易裁判所の項を削り、同表千葉一宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「茂原市 長生郡」を「茂原市 勝浦市 長生郡 夷隅郡」に改め、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌ヶ谷市」を「鎌ヶ谷市 東葛飾郡」に改め、「東葛飾郡の内 関宿町」を削り、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「船橋市」を「船橋市 浦安市」に改め、「東葛飾郡の内 浦安町」を削り、同表水戸簡易裁判所の項を次のように改める。

水 戸

茨城県の内
水戸市 那珂湊市 勝田市 東茨城郡
那珂郡の内
東海村 那珂町 瓜連町
久慈郡の内
大子町
鹿島郡の内
旭村 鉾田町 大洋村

同表大子簡易裁判所の項を削り、同表龍ヶ崎簡易裁判所の項を次のように改める。

龍 ヶ 崎

茨城県の内
龍ヶ崎町 牛久市
稲敷郡の内
江戸崎町 芝崎町 新利根村 河内村 桜川村 東村

同表鉾田簡易裁判所の項を削り、同表宇都宮簡易裁判所の項を次のように改める。

宇 都 宮

栃木県の内
宇都宮市 鹿沼市 日光市 今市市 河内郡
上野原郡の内
足尾町
塩谷郡の内
栗山村 藤原町 氏家町 高根沢町
那須郡の内
南那須町 烏山町

同表今市簡易裁判所の項を削り、同表大田原簡易裁判所の項を次のように改める。

大 田 原

栃木県の内
大田原市 矢板市 黒磯市
塩谷郡の内
塩谷町 喜連川町
那須郡の内
馬頭町 小川町 湯津上村 黒羽町 那須町 西那須野町 塩原町

同表矢板簡易裁判所の項、烏山簡易裁判所の項及び足尾簡易裁判所の項を削り、同表掛川簡易裁判所の項及び浜松簡易裁判所の項を次のように改める。

掛川	静岡県の内 掛川市 小笠郡 周智郡の内 森町
----	---------------------------------

浜松	静岡県の内 浜松市 磐田市 袋井市 天竜市 浜北市 湖西市 磐田郡 浜名郡 引佐郡 周智郡の内 春野町
----	---

同表天竜簡易裁判所の項を削り、同表甲府簡易裁判所の項を次のように改める。

甲府	山梨県の内 甲府市 塩山市 山梨市 韮崎市 東山梨郡 東八代郡 中巨摩郡 北巨摩郡 北都留郡の内 丹波山村
----	---

同表韭崎簡易裁判所の項、小笠原簡易裁判所の項及び山梨簡易裁判所の項を削り、同表都留簡易裁判所の項を次のように改める。

都留	山梨県の内 都留市 大月市 南都留郡の内 秋山村 道志村 西桂町 北都留郡の内 上野原町 小菅村
----	---

同表大月簡易裁判所の項及び上野原簡易裁判所の項を削り、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「更埴市大字稲荷山、桑原、野高場及び八幡」を削り、同表屋代簡易裁判所の項を削り、同表上田簡易裁判所の項を次のように改める。

上田	長野県の内 上田市 更埴市 小県郡 埴科郡 北佐久郡の内 北御牧村 更級郡の内 上山田町
----	---

同表新潟簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒埼町」を「岩室村 弥彦村 吉田町 巻町 西川町 黒

埼町 味方村 潟東村 月潟村 中之口村」に改め、同表巻簡易裁判所の項を削り、同表三条簡易裁判所の管轄区域の欄中「栄村」を「栄町」に、同表長岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「長岡市」を「長岡市 小千谷市」に、「古志郡」を「古志郡 北魚沼郡」に、「中之島村」を「中之島町」に改め、同表小千谷簡易裁判所の項を削り、同表高田簡易裁判所の項を次のように改める。

高田	新潟県の内 上越市 新井市 東頸城郡 中頸城郡
----	----------------------------

同表直江津簡易裁判所の項を削り、同表大阪簡易裁判所の項を次のように改める。

大阪	大阪府の内 大阪市の内 北区 都島区 福島区 此花区 東区 西区 港区 大正区 天王寺区 南区 浪速区 大淀区 東淀川区 旭区 城東区 住吉区 西成区 淀川区 鶴見区 住之江区
----	--

同表京都簡易裁判所の項、東淀川簡易裁判所の項及び西成簡易裁判所の項を削り、同表京都簡易裁判所の項を次のように改める。

京都	京都府の内 京都市の内 中京区 北区 上京区 左京区 東山区 下京区 山科区 南区 (南区役所久世出張所の所管区域を除く。) 北桑田郡
----	---

同表京北簡易裁判所の項を削り、同表釜山簡易裁判所の項を次のように改める。

峰山	京都府の内 中部 竹野郡 熊野郡
----	---------------------

同表久美浜簡易裁判所の項を削り、同表福知山簡易裁判所の管轄区域の欄中「福知山市」を「福知山市 綾部市」に改め、同表綾部簡易裁判所の項を削り、同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。

神戸	兵庫県の内 神戸市の内 中央区 東灘区 灘区 兵庫区 長田区 須磨区 垂水区 北区 三木市 三田市 美囊郡
----	--

同表灘簡易裁判所の項及び宝塚簡易裁判所の項を削り、同表伊丹簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊丹市 川西市」を「伊丹市 宝塚市 川西市 川辺郡」に改め、同表三田簡易裁判所の項を削り、同表明石簡易裁判所の項を次のように改める。

明石	兵庫県の内 明石市
----	--------------

神戸市の内
西区

同表姫路簡易裁判所の項を次のように改める。

姫路	兵庫県の内 姫路市 相生市 赤穂市 飾磨郡 神崎郡 赤穂郡 朝来郡の内 生野町
----	--

同表龍野簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐用郡」を「佐用郡 犬栗郡」に改め、同表相生簡易裁判所の項及び山崎簡易裁判所の項を次のように改める。

豊岡	兵庫県の内 豊岡市 出石郡 養父郡 城崎郡の内 城崎町 竹野町 日高町 美方郡の内 村岡町 朝来郡の内 和山町 山東町 朝来町
----	--

同表和田山簡易裁判所の項及び八鹿簡易裁判所の項を削り、同表浜坂簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜坂町」を「浜坂町 美方町」に、同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「天理市 生駒市」を「天理市 桜井市 生駒市 添上郡 山辺郡」に改め、同表柳井簡易裁判所の項及び桜井簡易裁判所の項を削り、同表五条簡易裁判所の管轄区域の欄中「大塔村」を「大塔村 十津川村」に改め、同表十津川簡易裁判所の項を削り、同表彦根簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛東町（大字外、小倉、青山、曾根、妹、中戸、鯉江、上岸本及び梅林を除く）」を削り、同表八日市簡易裁判所の項を次のように改める。

八日市	滋賀県の内 八日市市 近江八幡市 蒲生郡 神崎郡 愛知郡の内 愛東町
-----	---

同表近江八幡簡易裁判所の項を削り、同表長浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「長浜市 東浅井郡」を「長浜市 坂田郡 東浅井郡 伊香郡」に改め、同表米原簡易裁判所の項及び木之本簡易裁判所の項を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「和歌山市」を「和歌山市 海南市 海草郡」に改め、同表海南簡易裁判所の項を削り、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「日置川町」を「日置川町 すすみ町」に改め、同表すすみ簡易裁判所の項を削り、同表新宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「熊野川町」を「熊野川町 本宮町」に改め、同表本宮簡易裁判所の項を削り、同表名古屋簡易裁判所の項を次のように改める。

名古屋	愛知県の内 名古屋市の内 中区 千種区 東区 北区 西区 熱田区 守山区 名東区 西春日井郡
-----	---

同表西枇杷島簡易裁判所の項を削り、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「半田市」を「半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市」に改め、同表愛知横須賀簡易裁判所の項を削り、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「刈谷市」を「刈谷市 西尾市」に、「高浜市」を「高浜市 幡豆郡」に改め、同表西尾簡易裁判所の項を削り、同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「津市 久居市」を「津市 亀山市 久居市 鈴鹿郡」に改め、同表龜山簡易裁判所の項を削り、同表松阪簡易裁判所の項を次のように改める。

松阪	三重県の内 松阪市 飯南郡 多気郡 度会郡の内 大宮町 紀勢町 大内山村
----	---

同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊勢市」を「伊勢市 鳥羽市 志摩郡」に改め、同表鳥羽簡易裁判所の項及び大台簡易裁判所の項を削り、同表岐阜簡易裁判所の項を次のように改める。

岐阜	岐阜県の内 岐阜市 関市 美濃市 羽島市 各務原市 羽島郡 本巣郡 山県郡 武儀郡 益田郡の内 金山町
----	---

同表関簡易裁判所の項を削り、同表御嵩簡易裁判所の項を次のように改める。

御嵩	岐阜県の内 美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡
----	----------------------------

同表七尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「七尾市」を「七尾市 羽咋市 羽咋郡」に改め、同表羽咋簡易裁判所の項を削り、同表富山簡易裁判所の項を次のように改める。

富山	富山県の内 富山市 滑川市 上新川郡 中新川郡 婦負郡
----	--------------------------------

同表八尾簡易裁判所の項を削り、同表魚津簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒部市」を「黒部市 下新川郡」に改め、「下新川郡の内 宇奈月町」を削り、同表朝日簡易裁判所の項及び上市簡易裁判所の項を削り、同表高岡簡易裁判所の項を次のように改める。

高岡	富山県の内 高岡市 新湊市 水見市 小矢部市 射水郡 西礪波郡の内 福岡町
----	--

同表水見簡易裁判所の項を削り、同表礪波簡易裁判所の項を次のように改める。

礪波	富山県の内 礪波市 東礪波郡 西礪波郡の内 福光町
----	------------------------------------

同表城端簡易裁判所の項及び小矢部簡易裁判所の項を削り、同表広島簡易裁判所の項を次のように改める。

広島	広島県の内 広島市内 中区 東区 南区 西区 安芸区 佐伯区 安佐南区安佐南区役所 祇園出張所及び沼田出張所の各所管区域 安芸郡の内 府中町 海田町 熊野町 坂町 佐伯郡の内 廿日市町 大野町 湯来町 佐伯町 吉和村 宮島町
----	---

同表可部簡易裁判所の項を次のように改める。

可部	広島県の内 広島市内 安佐北区 安佐南区(安佐南区役所祇園出張所及び沼田出張所の各所管区域を除く) 山県郡 高田郡の内 八千代町
----	---

同表加計簡易裁判所の項及び千代田簡易裁判所の項を削り、同表尾道簡易裁判所の項を次のように改める。

尾道	広島県の内 尾道市 三原市 因島市 御調郡 豊田郡の内 本郷町 瀬戸田町 世羅郡の内 甲山町 世羅町
----	---

沼隈郡の内 内海町

同表因島簡易裁判所の項及び甲山簡易裁判所の項を削り、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「深安郡」を「深安郡 神石郡」に改め、同表油木簡易裁判所の項を削り、同表三次簡易裁判所の項を次のように改める。

三次	広島県の内 三次市 双三郡 高田郡の内 吉田町 美土里町 高宮町 甲田町 向原町 世羅郡の内 世羅西町
----	--

同表安芸吉田簡易裁判所の項を削り、同表山口簡易裁判所の項を次のように改める。

山口	山口県の内 山口市 吉敷郡 美禰郡 阿武郡の内 阿東町
----	--------------------------------------

同表美東簡易裁判所の項、美禰簡易裁判所の項及び阿東簡易裁判所の項を削り、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「新南陽市」を「新南陽市 都濃郡」に改め、同表鹿野簡易裁判所の項を削り、同表秋簡易裁判所の管轄区域の欄中「田万川町」を「田万川町 むつみ村」に改め、同表岩国簡易裁判所の項を次のように改める。

岩国	山口県の内 岩国市 玖珂郡の内 和木町 由宇町 玖珂町 本郷村 周東町 錦町 美川町 美和町
----	---

同表本郷簡易裁判所の項を削り、同表柳井簡易裁判所の管轄区域の欄中「柳井市」を「柳井市 大島郡」に改め、同表久賀簡易裁判所の項を削り、同表船木簡易裁判所の管轄区域の欄中「小野田市」を「小野田市 美祢市」に、同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「岡山市」を「岡山市 備前市」に、「赤磐郡」を「赤磐郡 和気郡 邑久郡」に改め、同表牛窓簡易裁判所の項及び備前簡易裁判所の項を削り、同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「笠岡市」を「笠岡市 井原市 小田郡 後月郡」に改め、同表井原簡易裁判所の項を削り、同表津山簡易裁判所の管轄区域の欄中「苫田郡」を「苫田郡 勝田郡 英田郡」に改め、「勝田郡の内 奈義町」を削り、同表美作簡易裁判所の項を削り、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「鳥取市」を「鳥取市 岩美郡 八頭郡」に改め、「岩美郡の内」を削り、同表若美簡易裁判所の項、河原簡易裁判所の項及び若核簡易裁判所の項を削り、同表倉吉簡易裁判所の項を次のように改める。

倉 吉

鳥取県の内
倉吉市 東伯郡

同表八橋簡易裁判所の項を削り、同表米子簡易裁判所の項を次のように改める。

米 子

鳥取県の内
米子市 境港市 西伯郡 日野郡

同表黒坂簡易裁判所の項を削り、同表出雲簡易裁判所の管轄区域の欄中「出雲市」を「出雲市 大田市」に、「簸川郡」を「簸川郡 瀬戸郡」に改め、同表島根大田簡易裁判所の項を削り、同表福岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「大野城市」を「大野城市 太宰府市」に、「糟屋郡」を「糟屋郡 糸島郡」に、同表宗像簡易裁判所の管轄区域の欄中「宗像郡」を「宗像市 宗像郡」に改め、同表前原簡易裁判所の項を削り、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸畑区」を「戸畑区 門司区」に改め、同表門司簡易裁判所の項を削り、同表行橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「行橋市 京都郡」を「行橋市 豊前市 京都郡 築上郡」に改め、同表豊前簡易裁判所の項を削り、同表佐賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐賀市」を「佐賀市 多久市」に、「神埼郡」を「神埼郡 小城市」に改め、同表小城市簡易裁判所の項及び白石簡易裁判所の項を削り、同表鹿島簡易裁判所の項を次のように改める。

鹿 島

佐賀県の内
鹿島市 藤津郡
杵島郡の内
江北町 白石町 福富町 有明町

同表唐津簡易裁判所の項を次のように改める。

唐 津

佐賀県の内
唐津市 東松浦郡

同表呼子簡易裁判所の項を削り、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「西彼町」を「西彼町 大瀬戸町 外海町」に改め、同表大瀬戸簡易裁判所の項を削り、同表島原簡易裁判所の項を次のように改める。

島 原

長崎県の内
島原市 南高来郡

同表長崎小浜簡易裁判所の項を削り、同表佐世保簡易裁判所の項を次のように改める。

佐 世 保

長崎県の内
佐世保市
西彼杵郡の内
西海町 大島町 崎戸町(平島を除く)
東彼杵郡の内
川棚町 波佐見町
北松浦郡の内

小値賀町 宇久町 江迎町 鹿町町 小佐々町 佐々町 吉井町
世知原町

同表有川簡易裁判所の項を次のように改める。

有 川

長崎県の内
南松浦郡の内
有川町 若松町 上五島町 新魚目町 奈良尾町
西彼杵郡の内
崎戸町 平島

同表大分簡易裁判所の項を次のように改める。

大 分

大分県の内
大分市 大分郡 北海部郡
大野郡の内
野津町 千歳村 大飼町

同表杵築簡易裁判所の項を次のように改める。

杵 築

大分県の内
杵築市 速見郡
東国東郡の内
国東町 武蔵町 安岐町

同表国東簡易裁判所の項を削り、同表中津簡易裁判所の管轄区域の欄中「中津市 下毛郡」を「中津市 宇佐市 下毛郡 宇佐郡」に改め、同表宇佐簡易裁判所の項を削り、同表豊後高田簡易裁判所の項を次のように改める。

豊 後 高 田

大分県の内
豊後高田市 西国東郡
東国東郡の内
国見町 姫島村

同表竹田簡易裁判所の項を次のように改める。

竹 田

大分県の内
竹田市 直入郡
大野郡の内
三重町 清川村 緒方町 朝地町 大野町

同表三重簡易裁判所の項を削り、同表高森簡易裁判所の管轄区域の欄中「大字馬見原、長崎、瀧上、柳井原、大野、白石、神ノ前、方ヶ野、菅尾、花上、八木、今、米迫、塩出迫及び塩原を除く」を削り、同表御船簡易裁判所の項を次のように改める。

御 船	熊本県の内 上益城郡 下益城郡の内 中央町 砥用町
--------	------------------------------------

同表矢部簡易裁判所の項を削り、同表鹿屋簡易裁判所の項を次のように改める。

鹿 屋	鹿児島県の内 鹿屋市 垂水市 肝属郡
--------	-----------------------

同表大根占簡易裁判所の項を削り、同表那覇簡易裁判所の管轄区域の欄中「南風原村 東風平村」を「南風原町 東風平町」に、「佐敷村」を「佐敷町」に、「西原村」を「西原町」に、同表沖繩簡易裁判所の管轄区域の欄中「勝連村」を「勝連町」に、「北谷村」を「北谷町」に、同表古川簡易裁判所の管轄区域の欄中「志田郡」を「志田郡 玉造郡」に改め、同表岩出山簡易裁判所の項を削り、同表気仙沼簡易裁判所の管轄区域の欄中「唐桑町 本吉町」を「志津川町 本吉町 唐桑町 歌津町」に改め、同表志津川簡易裁判所の項を削り、同表福島簡易裁判所の項を次のように改める。

福 島	福島県の内 福島市 二本松市 伊達郡 安達郡の内 安達町 岩代町 東和町 相馬郡の内 飯館村
--------	---

同表二本松簡易裁判所の項を削り、同表郡山簡易裁判所の項を次のように改める。

郡 山	福島県の内 郡山市 須賀川市 岩瀬郡 田村郡 安達郡の内 大玉村 本宮町 白沢村
--------	---

同表三春簡易裁判所の項及び須賀川簡易裁判所の項を削り、同表会津若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「会津若松市 北会津郡」を「会津若松市 喜多方市 北会津郡 耶麻郡」に改め、「耶麻郡」を「猪苗代町 磐梯町」を削り、同表喜多方簡易裁判所の項を削り、同表山形簡易裁判所の項を次のように改める。

山 形	山形県の内 山形市 寒河江市 上山市 村山市 天童市 東根市 尾花沢市 東村山郡 西村山郡 北村山郡
--------	---

同表村山簡易裁判所の項及び寒河江簡易裁判所の項を削り、同表鶴岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「立川町」を削り、同表酒田簡易裁判所の管轄区域の欄中「余目町」を「立川町 余目町」に改め、同

表久慈簡易裁判所の項を次のように改める。

久 慈	岩手県の内 久慈市 下閉伊郡の内 普代村 九戸郡の内 種市町 野田村 山形村 大野村
--------	---

同表宮古簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田町」を「山田町 岩泉町 田野畑村」に改め、同表岩泉簡易裁判所の項を削り、同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「仙北町 千畑村」を「仙北町 太田町 千畑町」に改め、同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「太田町」を削り、同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「青森市」を「青森市 東津軽郡」に改め、「東津軽郡の内」を削り、同表蟹田簡易裁判所の項を削り、同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「階上村」を「階上町」に改め、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「浦臼町」を削り、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「新十津川町」を「浦臼町 新十津川町」に改め、同表岩内簡易裁判所の項を次のように改める。

岩 内	北海道の内 岩内郡 磯谷郡 古宇郡 虻田郡の内 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 俱知安町
--------	--

同表俱知安簡易裁判所の項を削り、同表函館簡易裁判所の管轄区域の欄中「函館市 亀田郡」を「函館市 上磯郡 亀田郡 茅渚郡」に改め、「上磯郡の内」を削り、同表木古内簡易裁判所の項及び森簡易裁判所の項を削り、同表八雲簡易裁判所の管轄区域の欄中「山越郡」を「山越郡 瀬棚郡」に改め、同表瀬棚簡易裁判所の項を削り、同表江差簡易裁判所の管轄区域の欄中「南志保」を「南志保 久遠郡」に改め、同表名寄簡易裁判所の項を次のように改める。

名 寄	北海道の内 名寄市 士別市 上川郡(天塩郡) 中川郡(天塩郡)
留 萌	北海道の内 留萌市 増毛郡 留萌郡 苫前郡

同表羽幌簡易裁判所の項を削り、同表釧路簡易裁判所の管轄区域の欄中「釧路郡」を「釧路郡 厚岸郡」に改め、同表厚岸簡易裁判所の項を削り、同表帯広簡易裁判所の管轄区域の欄中「河西郡」を「河西郡 広尾郡 十勝郡」に、「幕別町」を「幕別町 池田町 豊頃町」に改め、同表十勝池田簡易裁判所の項及び広尾簡易裁判所の項を削り、同表網走簡易裁判所の管轄区域の欄中「網走市」を「網走市 斜里郡」に改め、同表美幌簡易裁判所の項及び斜里簡易裁判所の項を削り、同表北見簡易裁判所の項を次のように改める。

北 見	北海道の内 北見市 網走郡の内 美幌町 津別町 常呂郡の内 端野町 訓子府町 置戸町 留辺蘂町
--------	--

同表高松簡易裁判所の項を次のように改める。

高 松	香川県の内 高松市 大川郡 木田郡 香川郡 綾歌郡の内 綾上町 綾南町 綾歌町
--------	--

同表三木簡易裁判所の項、大内簡易裁判所の項及び綾南簡易裁判所の項を削り、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「(大字柿原を除く)」及び「(大字土成、成当、郡、浦池、水田及び秋月を除く)」を削り、同表川島簡易裁判所の管轄区域の欄中「(板野郡の内、吉野町大字柿原、土成町大字土成、成当、郡、浦池、水田及び秋月)」を削り、同表高知簡易裁判所の項を次のように改める。

高 知	高知県の内 高知市 南国市 土佐市 香美郡 長岡郡 土佐郡 吾川郡の内 伊野町 春野町 吾北村 高岡郡の内 日高村
--------	--

同表本山簡易裁判所の項及び赤岡簡易裁判所の項を削り、同表須崎簡易裁判所の項を次のように改める。

須 崎	高知県の内 須崎市 吾川郡の内 池川町 吾川村 高岡郡の内 中土佐町 佐川町 越知町 窪川町 壽原町 大野見村 東津野村 葉山村 仁淀村 幡多郡の内 大正町 十和村
--------	--

同表窪川簡易裁判所の項を削り、同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「中村市」を「中村市宿毛市」に、「大方町」を「大方町 大月町」に改め、同表宿毛簡易裁判所の項を削り、同表松山簡易裁判

所の管轄区域の欄中「温泉郡」を「温泉郡 上浮穴郡」に改め、同表久万簡易裁判所の項を削り、同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇摩郡の内、別子山村」を削り、同表伊予三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「川之江市」を「川之江市 宇摩郡」に改め、「宇摩郡の内、土居町 新宮村」を削り、同表宇和島簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇和島市」を「宇和島市 東宇和郡」に改め、「東宇和郡の内、宇和町 明浜町」を削り、同表野村簡易裁判所の項を削る。

第二条 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第四表新宿簡易裁判所の項、台東簡易裁判所の項、墨田簡易裁判所の項、大森簡易裁判所の項、渋谷簡易裁判所の項、中野簡易裁判所の項、豊島簡易裁判所の項、東京北簡易裁判所の項、足立簡易裁判所の項、葛飾簡易裁判所の項及び江戸川簡易裁判所の項を削り、同表東京簡易裁判所の項を次のように改める。

東京簡易裁判所 東京都(特別区の存する区域に限る。)

同表青梅簡易裁判所の項を次のように加える。

町田簡易裁判所 東京都町田市

同表飯能簡易裁判所の項を次のように加える。

所沢簡易裁判所 所沢市

同表生野簡易裁判所の項、西淀川簡易裁判所の項及び阿倍野簡易裁判所の項を削り、同表大阪簡易裁判所の項を次のように改める。

大阪簡易裁判所 大阪市

同表愛知中村簡易裁判所の項及び昭和簡易裁判所の項を削り、同表名古屋簡易裁判所の項を次のように改める。

名古屋簡易裁判所 名古屋市中区

別表第五表新宿簡易裁判所の項、台東簡易裁判所の項、墨田簡易裁判所の項、大森簡易裁判所の項、渋谷簡易裁判所の項、中野簡易裁判所の項、豊島簡易裁判所の項、東京北簡易裁判所の項、足立簡易裁判所の項、葛飾簡易裁判所の項及び江戸川簡易裁判所の項を削り、同表東京簡易裁判所の項を次のように改める。

東京 東京都の内
特別区の存する区域 三宅村 御蔵島村 小笠原村

同表八王子簡易裁判所の管轄区域の欄中「町田市」及び「多摩市 稲城市」を削り、同表青梅簡易裁判所の項を次のように加える。

町 田 東京都の内
町田市 多摩市 稲城市

同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「所沢市 狭山市 入間市」を削り、同表飯能簡易裁判所の

項の次に次のように加える。

所	所沢市 狭山市 入間市
同表生野簡易裁判所の項、西淀川簡易裁判所の項及び阿倍野簡易裁判所の項を削り、同表大阪簡易裁判所の項を次のように改める。	

大	大阪府の内 大阪市
---	--------------

同表愛知中村簡易裁判所の項及び昭和簡易裁判所の項を削り、同表名古屋簡易裁判所の項を次のように改める。

名古屋	愛知県の内 名古屋市 豊明市 西春日井郡 愛知郡の内 東郷町 日進町
-----	---

附則

(施行期日)

第一条 この法律中、第一条及び次条から附則第六条までの規定は昭和六十二年五月一日から、第二条の規定は同日後の日であつて政令で定める日から施行する。

(簡易裁判所の廃止に伴う経過措置)

第二条 この法律により廃止される簡易裁判所(以下「廃止簡易裁判所」という。)においてこの法律の施行前にした事件の受理その他の手続は、この法律によりその廃止簡易裁判所の所在地を管轄することとなる簡易裁判所(以下「受入簡易裁判所」という。)においてした事件の受理その他の手続とみなす。

2 この法律の施行前に廃止簡易裁判所において発せられた訴状その他の書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、受入簡易裁判所にあてたものとみなす。

3 この法律の施行前に廃止簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したものは、受入簡易裁判所が差戻し又は移送を受けたものと

みなす。

4 受入簡易裁判所は、前三項の規定に基づいて取り扱うべき事件(以下「引継事件」という。)については、廃止簡易裁判所の管轄権と同一の管轄権を有するものとみなす。

第三条 受入簡易裁判所は、廃止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継事件(民事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限り)について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、その専属管轄に属するものを除き、申立てにより又は職権で、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の引継事件の当事者は、受入簡易裁判所において本案について弁論をした後は、同項の申立てをすることができない。

3 第一項の規定による移送の裁判又は同項の移送の申立てを却下する裁判については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第三十一条の規定による移送の裁判又は同条の移送の申立てを却下する裁判とみなし、同法その他の法令の規定を適用する。

第四条 受入簡易裁判所は、廃止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継事件(刑事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限り)について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定をもつて、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の移送の決定は、受入簡易裁判所において、当該引継事件について、証拠調べを開始した後は、これをすることができない。

3 第一項の規定による移送の決定又は同項の移送の請求を却下する決定については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第十九条第一項の規定による移送の決定又は同項の移送の請求を却下する決定とみなし、同法(同条第二項を除く)その他の法令の規定を適用する。

(管轄区域の移転に伴う経過措置)

第五条 この法律によりその管轄区域の一部の区域が他の簡易裁判所(以下「隣接簡易裁判所」という。)の管轄区域に属することとなる簡易裁判所(以下「区域移転簡易裁判所」という。)にこの法律の施行の際現に係属している事件、この法律の施行前に発せられた訴状その他の書類の提出によりこの法律の施行後に区域移転簡易裁判所に申し立てられた事件及びこの法律の施行前に区域移転簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したものは、当該区域移転簡易裁判所は、この法律の施行前と同一の管轄権を有するものとみなす。

2 附則第三条の規定は、前項に規定する事件のうち隣接簡易裁判所が管轄権を有する民事訴訟事件(区域移転簡易裁判所の管轄に属するものに限り)について準用する。この場合において、同条第二項中「受入簡易裁判所において」とあるのは、「この法律の施行後に区域移転簡易裁判所において」と読み替えるものとする。

第六条 廃止簡易裁判所に対応する区検察庁(以下「廃止区検察庁」という。)に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他の行為は、それぞれ受入簡易裁判所に対応する区検察庁(以下「受入区検察庁」という。)に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に廃止区検察庁に属する検察官にあてて発せられた告訴をする書面その他の書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、これを受入区検察庁に属する検察官にあてたものとみなす。

昭和六十二年九月九日印刷

昭和六十二年九月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局